

第五十八回
国会

参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和四十三年四月十六日(火曜日)
午前十時四十五分開会

委員の異動

四月十日

辭任

平島 敏夫君

補欠選任

仲原 善一君

四月十二日

辭任

林田 正治君

補欠選任

小林 篤一君

吉武 恵市君

小山邦太郎君

四月十三日

辭任

小山邦太郎君

補欠選任

吉武 恵市君

四月十六日

辭任

小林 篤一君

補欠選任

林田 正治君

小林 武君

加瀬 完君

出席者は左のとおり。

委員長

津島 文治君

理事

船田 譲君

吉武 恵市君

鈴木 壽君

原田 立君

岸田 幸雄君

仲原 善一君

林田 正治君

林田 悠紀夫君

八木 一郎君

成瀬 暢治君

林 虎雄君

政府委員

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

建設省住宅局調査官

消防庁予防課長

三宅 俊治君

高田 勇君

佐久間 弘君

鈴木 武君

松澤 兼人君
松本 賢一君

細田 吉藏君

佐久間 弘君

山本 弘君

弘君

鈴木 武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

武君

○委員長(津島文治君) 御異議ないと認めます。
それでは、委員長から吉武恵市君を理事に指名いたします。

○委員長(津島文治君) 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(佐久間弘君) 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に御配付申し上げました法律案要綱の順序に従って申し上げます。

第一は、消防法の改正でございます。

その一は、消防団員の立ち入り検査権の問題でございます。

現在立ち入り検査権は、消防団員の場合におきましては、事項と時間を限定いたしまして、特に必要がある場合に、期日及び期間を指定いたしまして、立ち入り検査権を行使できることになっておるのでございますが、最近、プロパンガス、危険物等が農山村にも普及をいたしておりますので、農山村における予防行政を充実する必要があります。

現在、消防本部を置かない区域におきましては、消防団部と言われているものがございまして、そこに消防団の消防団員を置いておられるところがあるわけでございまして、そこで、消防団部のあるところにおきましては、その消防団員に消防職員と同様の立ち入り検査権を与えることにしようということでございます。

第二番目は、防火管理者の業務の範囲を拡張することでございます。

最近の建築物の構造が複雑になり、火災の態様も変化してまいりまして、ビル火災におきまして死傷者が出る事例が多くなつてまいりましたのでございまして、これに対処いたしますために、防火管理者の業務に「避難又は防火

上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」を加えることにいたしたいということでございます。

第三番目は、管理についての権限が分かれております建物における防火管理体制の整備の点でございます。

現在、高層建築物、地下街等におきましては、幾つかの管理権限を有するものが分かれております例が多いわけでございまして、そこで、一体的な防火管理をいたすためには、それぞれ権限を有するものが消防計画の作成等、防火管理上必要な事項につきまして相互に協議をさせて、有事の際に備える体制をつくらしていただく必要があるわけでございまして、それに関する規定でございます。

第四番目は、いわゆる防災処理に関する規定でございます。

最近、どんちゅう、カーテン等の物品が普及をいたしておりますが、これらの物品が防火性能を有していませんために、火災の被害が大きくなつてきておる事例が少なくないわけでございまして、そこで、高層建築物、地下街、劇場等、特に不特定多数の者が集合いたしますような防火対象物において使用するそれらの物品につきましては、防火性能を有するものでなければならぬというものを義務づけることにいたしたいというわけでございまして、

第五番目は、ガスの漏洩等の危険のあります場合における緊急措置の点でございます。

現行法におきましては、火災現場におきまして消防吏員等が警戒区域を設定して立ち入りの禁止をする等の緊急措置をとることができると規定はありますが、最近の火災の事例にかんがみまして、ガスの漏洩、危険物の流出等がございまして、現実はまだ火災は発生いたしておりませんけれども、火災になりましたらたいへんだというような危険が急迫しているような状況が多いわけで

でございます。そういうような場合に、消防長あるいは消防署長が火災警戒区域を設定をして、火気の使用禁止、退去命令等の措置をとることができるようになっているところでございます。

第六は、火災の現場における情報提供を求める権限でございます。これも最近の火災の状況を見てまいりますと、防火対象物の構造が変化してまいりまして、それによりまして火災の態様も変わっておりますので、それによりまして火災の状況を見てまいりまして、特に人命の救助について遺憾のないようにいたしますためには、消防士員または消防団員が、火災の現場におきまして、防火管理者等の関係者に対して、人命の救助等に必要事項につきまして必要な質問をすることができるといふような権限を付与することが必要となつてまいりましたのでございます。

第七は、以上の改正に関連いたしまする罰則の規定の整備でございます。

それから、第二は、消防組織法の改正でございますが、消防法が以上申しましたような改正が行なわれ、そのほか、これまでの改正におきまして消防機関の責務が相当増大してまいつておるわけでございます。それに対応いたしまして、消防機関の能力の充実向上をはかるための改正でございます。

その一つは、消防署長は政令で定める資格を有する者でなければならないということにいたそう。これは消防署長が消防に関する専門的な知識・経験を持った者でなければならないということにいたそうという趣旨でございます。

第二に、消防学校の教育訓練の充実の点でございますが、現在、消防学校は全国四十余りできておりますけれども、学校によりまして、教育訓練の内容におきまして非常な格差があるわけでございいたします。そこで、消防庁が一定の基準を定めまして、その基準を確保するようにつとめなければならぬというこにいたしましたので、その教育訓練の水準の向上をはかるという趣旨でございます。

第三は、その他消防庁の所掌事務等につきましても、若干の規定の整備を行なおうということでございます。

○委員長（津島文治君） 御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○松本賢一君 この法案に直接関係があるのにかかわらず、ちよつと質問させていただきたいんですが、これの、いま御説明になった中で、四番のところですね、「防災性能」ということはが、使つてありますが、これは炎という意味でしょう。エンというのは煙じゃないですね。最近の火災は煙とか有毒ガスというものが非常に問題になってきているようですけれども、それに対する、何とか、その起こす災害の実情、それから、それに対する対策というふうなことについて、少しお話をしたいなと思います。

○政府委員(佐久間彌君) この「防炎性能」と書いてございますのは、炎でございますが、しか

し、この炎も取り去っておきませんと、それから、その物が燃焼をして煙を出すということになりますので、事前にどんなちよう、カーテン等が燃え出た場合に火災に触れましても、その物自体が燃え出さないで、すぐとまってしまうというよりなことではないでしょうか。

それから、ただいま先生のお話で、その防炎性能ということじゃない、煙の問題がこのごろ多いんじゃないか、こういうことでございますが、これは仰せのとおりでございます。特に最近のビル

火災等におきまして死傷者が出ておる事例を見ますというとき、ほとんど人体が焼け焦げることなくすというとき、煙に巻かれて死んでしまつておるといふとして、煙に巻かれて死んでしまつておるといふ事例が多くなつておるわけでございます。そういう煙を出します原因でございます。が、一つは、建築構造の上から、従来の木造家屋と違ひまして、いわゆる耐火構造の建築物におきましては、窓等の外部に開かれてゐる部分が非常に少なくなくなつておりますので、火災が起こりません。場合に、煙が内部に充満をしてしまふ。それからまた、エレベーター等があるわけでございます。

ますが、そういうものを通して煙がすぐ上のほうにいつてしまふ。でありますから、エレベーターが煙の煙突のような役をするような事例が多いわけでございます。そこで、煙に対する対策といたしましては、一つには、建築構造上から処置をする必要があるわけでございます、その点につきましては、建設省のほうにも連絡をいたしまして、建築基準法の改正を検討していただいておるわけであります。それから、いま一つは、建築に用いられる建築材料、これがいわゆる新建材と言われているもので、火がつきますと、非常に多量の煙を出すものが多く使われておるわけでございますが、これの規制も建築基準法の関係で検討をせらうように、建設省にも連絡をいたしておるわけでございます。

それから、その次は 消防の関係でございますが、建物の構造がある程度耐火建築というかつこ

でも、煙から早く避難ができるような避難設備を強化をいたしたい。これも建築構造の面で、たとえば避難階段でございますとか、あるいはバルコニーを置くようにしてもらいますとかの建築構造の問題もございするが、同時に、消防の関係で消防用の設備あるいは避難設備等の設置の問題もあるわけでございます。そういう点につきまして、従来からいろいろ検討をいたしてまいったわけでございます。

それからもう一つは、煙の場合には非常に速度が速くて逃げおくれれてしまうという例が多いわけですので、そこから、早く煙を感じをするということとが必要になってまいりますので、煙感知器を要するところには煙感知器を備えつけさせるというより、いろいろな処置をいたしたい、これも現在せっかく検討中でございます。あるいは、ある程度実用化に向かいつつある段階でございます。そういうような煙に對する対策といたしましては、多面的にいろいろな角度から方策を講じていかなければならないと

いうことで考えておるわけでございます。

○松本實一君　いまのお話の中で、建築基準法の改正ということが考えられておるといふことなんですが、これには、いまの建築構造といえますか、煙突の作用をするとか窓が少ないとか、そういったような形の上の問題と、それから建築資材の問題で、昔の資材には問題がなかったけれども、近ごろの資材には非常に煙とか毒ガスとかいふようなものを発生する資材があって、そのために、煙やガスによる人命の損傷が非常に多くなっているといふようなことを聞くわけですが、そういうことまで規制を考えておられるわけですか。

○政府委員(佐久間彌君) 建築基準法の改正の問題点といたしましては、いまおあげになりましたようなこと、いずれも取り上げておるわけでございます。

○松本賢一君 それじゃ、ひとつ万全を期して、できるだけ十分な規制を考えていただきたいことと、それから二、三年前にお願いをしたことと関連をするのですが、いまの避難用具関係で、避難階段とか避難場所とか、いろいろと私が二、三年前に長官に質問したことがありましたが、きょうとっさの質問で私勉強してこなかったので、はっきり記憶がないのですけれども、二、三年前に温泉場のホテルの火災で非常にたくさん人が死んだ。その直後に質問したと思うのですが、最近と言ってもいつごろでしたか、何月か前に、もう

一つホテルの火事がありまして、テレビなんかで見たのですが、あのときには、私が当時言ったようなわが窓の外にずっと張られて、それを伝わって子供をだいた御婦人がおりてきたりということとがテレビに映っておりましたが、ああいうことは、その後やはり旅館のほうへそういう指令を出されて、そして、その後をそういう設備ができて、あのときは人が死ななかつたらしいので非常にうれしく思ったのですが、そういう結果をそういうことになったのか、たまたま、あの旅館がそういうことに對する関心が非常に強かつたのか、どうだつ

たのですか、あれは。

○政府委員(佐久間強君) 先生からいろいろ御指摘もいただきました。一昨年も十二月でございまして、消防法施行令を改正をいたしました。防火対象物、特に旅館、ホテル等、あるいはまた、老人福祉施設等、そういうものを重点にいたしまして避難器具の設置義務を加えたわけでございまして、それ以来、私もいろいろといたしましては、春、秋の火災予防週間の際には、旅館、ホテル等における避難の問題を重点事項の一つとして取り上げまして、全国的にこれを徹底させるよう、内容は、あるときには、いまの避難設備が法令の規定どおりに整備されておるかどうかを点検するというにいたしましたこともございまして、それから、あるときには、旅館等におきまして避難の経路の案内、これを徹底してやるようにというようなことを取り上げたこともございまして、いずれにいたしましても、昨年と本年いずれも、避難の問題を火災予防週間活動中の一つの重点事項にしてまいっておるわけでございまして、そこで、地域によりましては、非常にこの問題について関心を持たれてまして、相当その後、整備が進んでまいっておるところもございまして、しかし、また、先般の湯河原の火災等を見ますと、まだ不十分な点もありません。その中で避難経路の案内がどの程度履行されたかということをや調査をしてみました。ところが、全国でたしか二六、七％くらいしか旅館、ホテルで履行されておられません。たので、重ねて先般地方に通告も出して、これからの行楽シーズンを前にして、旅館、ホテルにおける避難設備の整備と、それから避難経路の案内等の徹底をひとつはかるようにしてくれという指示をいたしましたわけでございまして、そういうことでございまして、だんだん関心を深めてまいっておりますが、全国的に見てみますと、必ずしもまだ十分だということは言えない状態でございます。

それから、今回御提案しております改正案の中で、防火管理者の業務に避難設備の維持管理と

いうことを加えることにいたしておりますが、これは最近の火災の事例を見てみますと、避難器具は備えてはおりますけれども、いざというときにすぐ操作できない状態に置いてある。そのそばに大きな障害物が置いてあるとか、また、点検がしてないものだから、さびついてしまっておるといふような事例もありましたので、それは防火管理者の責務として明記することにしよう、こういうふうな趣旨でございます。

○松本賢一君

私なんかも、ときどき旅館やホテルに泊りますが、万一出火の際にはこういうふうにしてくださいというふうな掲示がしてないのです。たいていのところに。そして注意を、だれもそれを言わない、こつちが聞かなければ言わないという状態がまだ多い。この場合はそうなんです、そういう点について何かやってもらいたいと思います。

○政府委員(佐久間強君) ただいま申し上げました避難経路の案内の徹底と申しますのが、いま先生のおっしゃいましたようなことを意味しておるわけでございまして、これが先ほど申し上げましたように、昨年の火災予防運動の重点事項として取り上げてやったのでありますが、実績は二六、七％くらいしか履行されなかったということで、先般重ねて、今度のこの点だけはひとつ早く徹底するようにということで通告を出したわけでござい

○松本賢一君 目につきやすいところへ必ず掲示をするとか、避難階段と書いて電灯がともったり、矢じるしがついたりしているのはよくありますけれども、それはたいていの場合、りっぱなホテルの場合にそれがあるので、普通の旅館にはそんなものもないし、何かこう書いておいてもらいたい、泊まる客の気持ちとしてはするわけですか。そういうことは強制的に今度はやられるわけですか。

○政府委員(佐久間強君) 非常口というのは従来もありましたけれども、一体その場所からどういう道を通っていけばどこへ行けるかという矢じ

るして避難経路を示すようにさせる。そして宿泊したお客さんにこのことを徹底するように、場合によれば、また別な案内の図を配ってあげるとか、あるいは口頭でお話をするとか、そういうことをできるだけ履行させるようにしよう。これは法律で強制するというわけにはまいりませんが、旅館連盟なども打ち合わせをいたしまして、そして、こちらから通告を出し、また、市町村の消防機関の関係者と話し合つて、それを徹底させるようにしよう、こういうことでございまして。

○松本賢一君 法律で強制するわけにいかぬとおっしゃるけれども、しかし、ある程度強制してもいいんじゃないですか、そういう大ぜいの人命を救うかかっておる施設に対しては、強制できないのですか、それは。そういうことこそ強制して

○政府委員(佐久間強君) 現在のところは、法律で強制ということはいたしておりませんけれども、なお実施の状況を見まして検討されてもらいたいと思います。

○松本賢一君 まあ、とにかくよりは私も勉強してきておりませんし、質問も難談みたいなことになってしまつて申しわけありませんでした、とにかく、できるだけ、いやしくも火事では人間だけは殺さないようにお願いしたいと思ひます。

○林虎雄君 いまの松本さんの質問に関連したようなことですが、さつき松本さんから言われたように、カーテン等は防火性能を有するもの、つまり、不燃性にするということですが、高層建築物や地下街、あるいは劇場の中へ入つてみて、木製の机とか、あるいは、いすとか書だなとかいうものがあつておると思いますが、大体スチール製になっておるところもあるでしょうが、そういう木製の机、いす、書だなというものは、この対象に考へておるんですか。

○政府委員(佐久間強君) 今回の規定におきましては、そこまで対象には考へておりません。実は高層建築物、地下街における火災を防止いたしたす

ま先生の御指摘になりましたような燃えやすいものをできるだけ中に持ち込まないようにするということが効果的であると思ひるのでござい

けれども、これを法律によって規制をするということになりますと、なかなかむずかしいものでございまして、この点は指導として、できるだけ高層ビルや地下街には燃えやすいものは持ち込まないという指導はしたいと思ひますけれども、法律の規定としてはまだ考へておりません。

○林虎雄君 この間、池袋のビルの火災がありましたね。これは死者も出たのですが、あのときの新聞等で記憶しているところによると、さつきも質問があつた新建材が燃えて、そこから発生した煙の中に有毒ガスがあつたのじゃないかといううなことが書かれてあつたように記憶しておりますけれども、新建材が燃えた場合の有毒ガスの発生というふうなことを研究されたことござい

物というものは、東京都にはどのくらい数があるのですか。

○政府委員(佐久間彊君) 東京都内におきまして現在八十ちよつと上回るかと思っております。

○林虎雄君 全国にはどのくらいあるのですか。東京以外には少ないと思えますけれども、東京を除いた全国で、わからなければいいです、参考までですか。

○説明員(高田勇君) お尋ねの点は、三十一メートル以上と申しますと、大体階数にいたしますと、十一階以上になると思われます。十一階以上の建物というのは、現在までの基準法でもって押えておきますのが、大体十一階を基準に押えているわけですが、それが、したがって、うちのほうもそれで押えたわけですが、今度三十一メートル以上ということになりますと、東京はいま長官からお話し申し上げましたような状況でございますが、全体でもってどれくらいあるかというところは、大体都市部ではわかるのでありますけれども、この全国的な問題となりますと、私どものほうでちゃんと正確にはつかんでおりませんが、大都市だけ全体でつかまえて言いますと、私の記憶では、三百幾らかと存じます。正確に覚えておりませんが、そのくらいだと思えます。

○林虎雄君 最近開業したといいますが、霞が関ビルであります、これは超高層建築物だと思えますが、この消防施設というものは、建築基準法の建設省の関係もありますけれども、消防庁の立場から霞が関ビルの消防施設というものについて調査されましたか。

○政府委員(佐久間彊君) 霞が関ビルの建築につきましては、東京消防庁がずっと相談を受けておりまして、随時指導をいたしてまいりました。大体東京消防庁が希望をいたしました事項はほとんど全部取り入れて建築がなされました。むしろ、現在まだ法的にはそこまでの規制はなされておらず、事実上、現在の消防、私どもの立場でこの程度のことばどうしてもやっておか

なければいかぬと思われる事項は、ほとんど全部取り入れられたわけでございます。

○林虎雄君 霞が関ビルの場合ですけれども、あの高い三十三階ですか、かなりの施設がしてあるから心配ないだろうということですが、もし火災になった場合を考えますと、数万人の人が入るようですね。ですから、よほど万全の上にも万全を期さないで、予想外の被害というものが考えられるわけですが、まあ、たとえば火災になって、下から燃え上がって、階段等が煙突の役割を演じていて、下におりられないという場合に、普通の場合には窓からはしご車なり、あるいは網なりで避難することができずけれども、もう何十階ということになると、それはとても及びもつかないことですが、こういう場合は一体どうなんでしょう。霞が関ビルの二十階、三十階が燃えて下へおりられない。窓から避難しなければならぬというふうな場合には、一体どういうふうなことにされようとするわけですか。

○政府委員(佐久間彊君) 霞が関ビルの場合におきましては、一つは、特別避難階段を各階に設けております。それからバルコニーでございますが、これを各階に二カ所、相対する部分に設けております。これによりまして、いまお話しするような点は相当対処できるのではなからうかと思っております。なおまた、排煙設備につきましてもスモーク・タワーを設ける等、相当気を配った設計をいたしておるわけでございます。

○林虎雄君 かなり内部が燃えないもので、カーテンなり、どんなふうなり、あるいは、こういうテーブルなり、燃えないものでやっておるという考えでも、かなり燃えるものはあるわけですね、実際は。ですから、そういう場合に、何十階というところで火災が起こった場合にはたいへんだと思うのですが、避難階段も二カ所各階にあるようですが、火に包まれてそこでかけつけることができないというふうな場合に、窓からなんと言っても、とても窓からおろすことができないので、

たいへんだと思うのですが、それはけっこうでございます。

もう一つ、地下街の火災ですね。この間の池袋の鉄筋ビルの火災、それから劇場の火災などは、いろいろ例がありますけれども、地下街の火災というのは、まあ、あまり大きな被害というものは少ないと思えますが、地下街を歩いてみて感じますことは、やはり燃焼物がたくさんあって、まあラッシュアワーかなんかのときに火災になれば、それこそ地下全体が煙に包まれるようなことで被害が多くなるように、まあ、しろうと考へては予想されずけれども、あの地下街の場合には、煙を排除するようかなりの施設があるのですか。

○政府委員(佐久間彊君) 地下街の現状は、先生の御指摘のように、私も非常に心配な点が多いと思っております。先ほどお話しのように、燃えやすいものが相当持ち込まれておるわけでございますから、これにたん火がつかました場合にどうなるかということにつきましては、実はまあ寒心にたえないような状況のところも多いわけがあります。

それからまた、排煙設備につきましても、これも全国一律にはまいてませんけれども、新宿の地下街などにつきましては、排煙の施設につきましても、相当こまかい行き届いた設計がなされておるわけでございますが、ただ、これも、中に相当燃えやすいものがたくさんあるわけでありまして、それから、これも今回の改正で御審議をいただくことにしておりますが、同じ一つの地下街の中にも、管理の権限を持っておるものが幾つにも分かれたりしておりますから、それらの間の一体的な防災体制をつくる、防災管理の体制をつくるといったような点につきましては、まだ遺憾の点もあるわけでありまして、これはまだ研究しなければならぬ点も相当多いと思っております。

○林虎雄君 新宿の地下街などは一番最近新しくできただけに、排煙といいますが、排気といいた

すか、換気はよくできておるようには感じられませんが、銀座などは、もう戦前から地下街であるだけに、地下街を歩く人たちが戦前から比べれば何層倍、非常に多くなつてきているだけに、あの換気装置というものをし直す命令を下すとか、排気装置をするとかいう、そういう対策を考えられたことはありますか、そういう指導といいますか。

○政府委員(佐久間彊君) これは、まあ主として消防よりも建築構造の關係の部分が多いわけでございます。現在、地下街に対する建築基準法の規制というものは至って不備な状態でございます。従来の地下室と言われるような程度のものを念頭に置いた規制になっておりますので、これを今回建設省で検討されております建築基準法の改正の中には、最近の地下街を対象にした、ただいま御指摘のありましたような点の規制を相当盛り込むという方向で検討されておるわけでございます。

○林虎雄君 いまお話しのように、高層建築物や地下街等においては権限が分かれておるわけですね。それだけに消防庁としてもやりにくい点はあろうと思いますが、しかし、火災などのことを考える場合に、この防火に対する権限といいますが、この権限をもう少し一本化というか、その第八条の二においては、「防火管理上必要な」事項について「協議して、定めておかなければならぬ」とのこととするのですが、これはもつとしっかりとした、権限の分かれておるのを一本化するといふような、そういう点、積極的に考える必要があると思いますが、どうですか。

○政府委員(佐久間彊君) その点は、仰せのとおり私もよく考えておるわけですが、一応それぞれ管理者、所有者違つたわけでございますから、それはそれとして、それぞれの防火管理者が集まつて一本の消防計画その他必要な計画をつくらせて、そして、そのつくつたものを消防署長に届け出をさせる、それによって所轄の消防署長がこれを指導していく、また、ときどき訓練も

やって、いざというときには一体的な有機的な活動ができるようにして、こういふ趣旨でございまして、法律上一本の防火管理者を置いて、すべての権限を一元的に行使せざるを得ないところまでは、ちょっと実行上いろいろまだ問題点があるのじゃないか、とりあえず、それぞれの管理者が分かれておりますものは、分かれた上で連絡をよくさせ、一本の計画をつくらせてそれでやってみたい、こういふのが今回の考え方でございます。

○林虎雄君　いま非常に困難な点があることはよくわかりますけれども、たとえば建築基準法によってそれぞれ規制があつて、そういう非常の場合におけることを想定しながら基準法はできておりますけれども、その中に、もつと消防の見地から基準法を改正する必要があるというような点はないかありませんか。

○政府委員(佐久間)　この点は全く同感でございます。実は昨年、消防審議会から超高層建築物及び地下街の防災対策について御検討の上、答申をいただきましたが、その中におきまして、半分はやはり建築基準法の改正につながる問題でございます。この答申を検討していただく過程におきまして、建設省からも関係官に出席していただきました。いろいろ意見も述べてもらいました。で、建設省もこの答申に述べております建築基準法関係の部分については、非常に積極的に現在協力的な態度で建築基準法の改正案を検討されておりますので、私もこの答申を、その成案をひとつ待つておる次第でございます。この答申の中で私も申し上げておりました、たとえば、超超高層や地下街におきましては、劇場とか映画館とかいったようなものはつくれないといふ、あるいは、これに代るものをつくれないといふ、これらについて、これらも正面から用途制限をするといふことにつきましては、非常に問題があるといふふうに聞いておりますけれども、その趣旨はできるだけ織り込めるように検討しようといふことも言つてもらつております。

ます。それから建築基準法の関係で一番最近の火災の事例にかんがみまして効果的だと思われまゝのは、やっぱり避難階段をつけるとか、あるいはまたバルコニーを設けるとかいうようなことでございまして、これらの点も建設省の当局の方も、それはぜひ今度の改正案の中に織り込むことにしようといふようなことでございまして、この点につきましては、おそろく、ただいま検討されております建築基準法の改正の中には、従来よりも非常に防災上の見地を取り入れたものができ上がるんじゃないか、かように期待をいたしておるわけでございまして。

○林虎雄君　建築基準法を制定する当時、あるいは改正するやうな時点で、防火の立場から消防庁と合議するといふやうな経過は、過去においてはあつたんですか。

○政府委員(佐久間)　従来、この消防の問題は建築のほうの問題と非常に密接な関係がございまして、常時お互いに連絡を取り合つてまいつておりました。消防法の関係の改正をいたしますときには、向うに合議をいたしましたし、建築基準法の改正がございしたときも、こちらに合議をいたしまして、両方で話し合ひができたところで法律改正が行なわれておつたわけでございするが、ただ率直に申しまして、従来、建築基準法のほうでは、防火上の見地といふものを私どもはど深刻には考へていないという点はなかつたわけではございません。しかし、今回の高層建築物あるいは地下街の問題につきましては、先ほど申しましたように、非常に建設省としても私どもの立場を理解をしていただいて現在検討してらつておるわけでございまして。

○林虎雄君　大体この程度で。

○鈴木壽君　消防審議会の答申、これは配付になつておりますが、資料として出してあります。

○委員長(津島文治君)　ちよつと速記とめてください。

【速記中止】

○委員長(津島文治君)　速記を起こして。

○鈴木壽君　消防審議会の答申で、これひとつぜひ全員に配付するようにしていただきたいと思ひますが、実は私、消防審議会の答申を中心に初めに少しお聞きをしたいと思います。おつたのです、いづれあとでそれは配付になつてからしたいと思ひます。

ただ、最近のいわゆるビル火災、東京都内でもことしの去年三月に有楽町のビルの火災、ここではたしか死亡者が三人あつたのではないかと思ひます。それから、この有楽町のビルの火災は三月十三日、翌日池袋のブロンズ会館ビルですか、何か新聞によりまして、三月の十八日に浅草の国際劇場の火災で、これも三人の死亡者がある、こういうことが報ぜられておりました。いま非常に私どもを驚かせておる、こういう事態が次々と出たおるわけなんです。いま前の方々の質問の中にも、このビル火災の問題につきまして、構造上の問題、あるいは設備の問題、いろいろありましたが、どうもこういう大きなビルなんかの構造上といふよりもむしろ構造上の問題も幾つもあるやうであります。さらに消防設備のほうにもいろいろ問題があるやうであります。特に最近のビル火災で特徴的なのは、一番高いところにも煙が及んで、そこで窒息とか中毒とかいふやうなことがあるやうであります。これは構造上の問題も一つ大きな問題じゃないだろうかと思ひますが、こういうことに対して今度の——今度のところか、先般の消防審議会からの答申——「超高層建築物及び地下街の防災対策に関する答申」といふのがありますが、この答申を見ますと、かなり広範囲にわたつていろいろ規制措置を講ぜよとか、こういうふうになければならぬとか、こういうものは禁止しなければならぬといふやうなことが述べられておるわけなのであります。しかし、現在までも消防法の、あるいは関係法令の中に、また建築基準法施行令、そういうものの中にかなり詳細にいろいろ

な規定がありまして、場合によつては規制措置、こういうやうなものがあるわけなんですけれども、いま述べたやうな火災の例、それは新しく今度答申に出たやうなことをやらなくとも、いままでの規定の中で十分に行なわれておれば、全部とは言えないかもしれぬけれども、ある程度防げたものがあるのじゃないだろうか、こういうふうに思ふ点があるわけですが、皆さんからごらんになつて、いま申しました最近のビル火災、それから現行法規のいろいろなきめ方、規制のしかた、そういうものとの関係を一体どういふふうにごらんになつておられるのか、これをまずひとつお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(佐久間)　最近相次ぎましてビル火災があつたわけでございしますが、これらの火災、それぞれ多少ずつ状況も違つておりますが、全体を通じて私ども一番痛感を感じておりますのは、全部とほとんど言つていいくらい、煙によつて死傷者を出しておる。しかも、この煙が非常に早く建物の内部に充満してしまつて、そして避難することがおくれしてしまつたといふやうなことは、いづれも共通しておる点でございます。で、いま一つは、防火管理体制といふものがいづれも非常に不備な点が多かつた、こういうことでございまして。

第一の点につきましては、先ほど来各委員からいろいろ御質問もございましたように、これは最近の建築物の構造の上でございしますが、ただ、その中に、やはり建築基準法の違反と思われまゝやうなことがかなりありまして、そういうところの手が抜いてありますために、そこから煙が上のほうにのほつてしまつたといふやうなこともあるわけでございまして。そこで、先生のおっしゃいました、新しい法律の改正をいたしませんでも、現行の建築基準法をもつと励行するといふやうな点が確かに私はあると思ひます。

それから、いま一つの防火管理体制でございますが、これは防火管理者が専任されてなかつたり、あるいはまた、専任されておりました、そ

の防火管理者の訓練が全くなされていなかった。通常、防火管理者として当然職務を忠実に執行しておつたならば、そんな大きな被害がなしに済んだであらうというようなことが、これまたほとんど共通した事項でございます。

○鈴木君　いまのお話のあのほうの、いわゆる防火管理者の問題、防火のいろいろそういう面でもう十分でなかったというふうにござらんになっているという、その防火管理者をきめてどこでもやっておるようであります、これはまあ形だけですね、言ってみれば、中にはちゃんとやっているところももちろんあると思いますけれども、大かたは、それは防火管理者の名前を書いただけ、だれそれだということがわかるようになっておたりは、一応形の上ではそういうふうになっておりますけれども、実際はほとんど防火管理者としての責務というか、あるいはまた、場合によつては能力もない者もあるのじゃないかと思うのです。いまの防火管理者というものは、いろいろな資格みたいなものを定めて、こういう者でなければならぬというふうにきめてありますけれども、しかし、それは内容的によく見ますと、だれでもが防火管理者になれるのだというふうなことなんです、これは。いまずぐ完全な能力、あるいは、いろいろな面から言つても、そういう防火管理者というような人をそろえるということとは、これはなかなかむずかしいでしょうが、しかし、これはなかなかむずかしいでしようが、防火管理者になった人、あるいは防火管理のいろいろな問題等についての、もつと理論的に、あるいは実際の上でも、まあ教育すると言ふと少し悪いのですけれども、訓練、そういうものが必要だと思ふのですが、そのためには、しばしば訓練教育の場を持つ消防庁なり、東京で言へば東京消防庁なり、どこかそういうところで持つというようなことをしないと、形は確かに、繰り返して申し上げますように、一応できていますけれどもありますけれども、実体ができておらないということになると思ふのですが、そこら辺はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) ただいまお話のありましたような点が、私ともも改善をしなければならぬ点であると思います。まあ名前だけになっておいて、実際、防火管理者としての責任を果たしていないという事例が、事故の起こりましたところを見ますと、必ずと言っていいくらい見発できるわけでございます。そこで、防火管理者の教育訓練をもっと盛んにやっていかなければいかぬ。さらにはまた、防火管理者の資格の点につきましても、特にこういう高層ビル等の防火管理者につきましては、もっと資格を高めるということも必要ではなからうか、かように思っております。

で、ただいまの資格を高める点につきましては、これは政令の問題でござえますが、何かいま画一的に防火管理者といたしておりますけれども、それを甲種と乙種と二つぐらいに分けて、特に高層ビル等につきましては甲種防火管理者というところで、いままでよりも資格を高めて、もつと防災上の専門的な知識経験を持った防火管理者にするというよりなことも考えていかなければならぬのじゃないか。いずれにいたしましても、防火管理者の教育訓練ということを大いに力を入れていかなければならぬことだ、かように思っております。

○鈴木壽君　これは、資格の問題やらそういうことをやましく規定したところで、限度があると思ひのです。きびしくすればするほど、適任者がいなくなつていく。私は、それをほつておくわけにはいかぬし、あなたのおっしゃる通りに、もつといろいろな資格なり条件なりというものを考え直さなくちゃいけないということ、それはわかりますが、と同時に、私はいま申しましたように、教育訓練、こういうものが実際ほんとに行なわれるようにならないと、これはいつまでたつても効果をあげることはできないと思ふので、たとえば今度の法改正で、八条の二で、地下街の場合、管理する者が幾つもある。こういう者で協議をして、防火管理上必要な業務に關する事項のうち自治省令で定めるものを、協議して、定めておかな

けれども、こういうことだって、ただ協議して定めればならない。」、こういうことがありますけれども、実際の場合にどうするのか、具体的にどう運んでいくのか、こういうことになりますと、また、てんでんばらばらなかつたところになってくるんじゃないかというふうな心配も、いまの防火管理者の――少しこれはことが悪いかもしれませんが、大かたはそういう程度の能力しか持っていないのではないか。さっきも言ったように、資格なんか見ると、消防のことについてでなくとも、何年か仕事をやっておる間に地位が上がってくれば、それがその場所のパートの責任者になれるのだというよりな、こういうことになっておるのでも、どうもそこら辺ももう少し考えていかないといいないと思うんですが、その点はこれだけにしておいて、お答えは要りません。

聞きましておきたいことは、ちょっとわき道にそれるようで恐縮ですが、八条の二の「高層建築物（高さ三十一メートルをこえる建築物をいう。）」、最近、超高層建築物と、こいうい名前がしきりに出てきますね。そうして消防審議会の答申の中にも、そういふことばがあるのであります。そうして消防審議会のほうの、そういふ超高層建築物というふうな用語は、その超高層部分というのは三十一メートル以上のところだ、こいういことになつてくると、これはどういふことになるのか、それをお聞きしたい。消防法あるいは、これの關係のいろいろこいう高層建築物というのは三十一メートル以上のものだ、いまの霞が関ビルとかこれからつくる浜松町の何とかいふビルとか、いずれも三十一メートルをこえておるものを高層建築物と、いふ、こいうふうに規定しておるといふふうに、理解していいんですか。

○政府委員(佐久間強君) きやうでございます。これは答申には超高層建築物というふうになつておりますが、法令用語といたしましては、現在まだ超高層建築物というのがないわけでございます。そこで建設省のほうとも法令上どういふこと

ばを、使うか、いろいろ相談をいたしたわけですが、いろいろ相談をいたしたわけですが、超高層建築物という用語を用いることについては、なおひとつ建設省のほうでも建築基準法の改正の際にいろいろよく検討してからにしようというような話もございまして、私どものこの法律では、高層建築物ということばでただ定義を書いておく、こういうことにはいたしたわけでございます。

○鈴木壽君 本筋でない質問でいま言ったより
に、わき道に入つたようなことで恐縮ですが、一
方、消防審議会では超高層建築物と言つて、超高
層部分というのはこういうものだと言っているん
ですね。だから、ただ消防法なり消防法関係のそ
の他の政令なんかを見る場合には、ここに書いてあ
るように、三十メートル以上のものだといいよう
ふうに理解しておけばいいわけですが、関係する
審議会なんかに出てくる場合、その部分が超高層
建築物の超高層部分だということではいろいろ答申
の文書なんか出ておりますね。これではどうもや
やこしくなつてくるんですが、それでは、三十
メートルくらいの高さの建物、これは高層建築
物ではないわけですね。

○政府委員(佐久間 彌君) 消防法でいう高層建築物に入りません。

○鈴木需君 現在できているものの大部分——大部分といいますが、三十一メートル以上の高い建築物ができるようになったのは最近でございますから、制限がとれたのはですね。それまでのものは大体三十一メートル以下で、われわれ大きいビルとか高層ビルとかいうようなことで言っているんですがね。そうしますと、これからは高層建築物というのは三十一メートル以上の高さを持つておるものでなきゃならぬということ、これははっきりそういうふうにいままの時点ではきめておるといふことですね。

○政府委員(佐久間重君) 通俗的には超高层建築物ということを言われておるわけでございまして、消防審議会ではその常識的な用例に従ったわけでございますが、法令上は、先ほど申しました

ように、まだ超高層建築物がなかったわけでございます。そこで、法令上どういふことばを使うかということは一応切り離して考えたわけでございますが、建築物につきましては、建築基準法が、これはまあ、もとの本体になるべき性質の法律でございます。それから、建築基準法でまだ超高層建築物という定義もございませんときに、超高層建築物ということばを消防法で使うこともどうだろうか、こういうようなこともございまして、まあ法令上は定義をはっきり書いておけば混同すること

点におきましては、高層建築物として「高さ三十一メートルをこえる建築物をいう」、こういう一事にいたしましたわけでございます。将来、建築基準法が全面的に改正になります、建築基準法の中におきましても、この新しい、いわゆる超高層建築物に関する規制を多く取り入れることになると思いますが、その場合に建築基準法の立場からどれだけの高さのところが境にいたしまして区別をすることがいいかという問題は、向こうでひとつよく検討していただいて、その上でまたこの用語

を變更する必要があるということでございますれば、また法制局とも相談をいたしまして變更するということにいたしましたらどうだろうか、現時点におきましては、いまだで使ったことのない超高層建築物を消防法でいきなり使うということについてはどうだろうか、こういうような実は政府部内で法令の立案の際に検討がございました結果、かように落ちついたわけでございます。

○鈴木壽君 私ここではただ確かめておきたいだけで、しかし、確かめる場合にも一つ心配なことがあるわけです。というの、今度の八条の二で、「高層建築物（高さ三十一メートルをこえる建築物をいう。）」、こういうふうにあります。「その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの」とすると高さ三十メートルぐらゐの八階とか九階でつかいビルが幾つもありますね、三十一メートル以内でね。しかも、ぎりぎりまでの高さを持つておるビルが東京

都内なんかにも幾つもある。こういうものはそうすると、この法律に引つかからないことになりますわね。とすれば、ちょっとした違いで、一つは高層建築物ということでこの法律をかぶらなければならぬ、わずか一メートルか二メートルの違いで。しかし、全体の大きさ等からすれば、もっと大きな建物であっても、この法律をかぶらないというようなことが起こるんではないかという心配がちよつとあるものですから、それでこれをはつきりさしておきたい、こういうことです。

○政府委員(佐久間彌君) 先生の御指摘の点、まことにこもつともなことでございます。そこで、「その他政令で定める防火対象物」というのを八条の二にも書いてございまして、八条の三も、「その他」の政令で定める防火対象物」ということにいたしましたして、三十一メートル以下でございしても、やはり同様に八条の二なり八条の三で規制をすることが適当だと思われまします。防火対象物につきましては、政令でそれぞれ規定することにしたそうと、かような構成をとったわけでございます。

○鈴木壽君　そうしますと、いまの防火対象物は、こう、こう、こういうものだということは政令であります。今後、この法施行に伴って、まあ私が心配したような点があるのだから、それをなくするために、この政令をもっと改めるといふか改正をして、そうして私がいま言ったようなものもいわゆる防火対象物の中に含めていくと、こういうことでございますか、その点どうですか。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。それで、八条の二について申し上げますと、このように管理の権原が分かれておる。そのために防火管理の体制にいろいろ欠点があるというようなものは、御指摘のとおりに、別に三十一メートルをこえた建物に限るわけではございませんので、三十一メートル以下でございますけれども、たとえば劇場、キャバレーというようなものが混在しているビルというようなもの、これがよく火災を起こすわけではございますが、そういうものにつきまし

ては、この政令で、どの程度の高さ以上でこういう用途に供しているようなものは、ここである防火対象物の中に入るのだというような規定を政令でいたそう、かように思っております。

○鈴木壽君　いまのこの防火対象物をきめる政令
というのを、これを見ますと、対象物になっているのは、いわば何といえますか、劇場とか映画館とかキャバレーとか百貨店、あるいは学校、病院、まあ、いわば大きな、そして、その中にたたく皆さんの管理者の違うようなものが入っておるといふようなことよりも、むしろ、そこを使っている性質上、どうも不特定多数の人が出入りするとか、あるいは何といえますか、いろいろな教育の拠点からとか、病人の問題とかというところ

が中心になってやられておるような気がしますが、そうすると、今度のこれを改めるというのには、もちろん、こういうものはこの対象物として生きていくでしょうが、さっき私が申しましたような普通のビル、いわゆる普通のビルであって、いわば準高層建築物というようなもので、その管理者が違っておったり、いろいろ権限が分かれているというようなものもずいぶんあると思うのですね。実際問題として、幾つもの会社の事務所が

たくさん入っており、それぞれ防火責任者なり管理者なりというのの違いですね。それがまた相接して事務室を持つておる、こういうようなところもあるのですから、そういうものもここへ、従来のような考えでなしに、今度この法ができた、その規制をするという、こういふたてまえに立つた上での必要性のある、必要と認めるものをここにみな拾ってくるというふうにしなればいけないと思うのですが、その点、念を押すようでございますけれども。

○政府委員(佐久間彌君) そのつもりでございますので、先生のいまお考えになっておりますのは、現在の八条に基づく防火対象物別表第一のものをとお考えかと思いますが、これは八条の趣旨が、防火管理者を置かなければならない、置く必要のある防火対象物としてここに拾い上げである

わけでございますが、この八条の二の規定の趣旨からいたしまして、ここで拾い上げなければならぬという防火対象物を、この八条の二の規定に基づき政令で別に指定をしよう、かように思っておりますわけでございます。したがしまして、この八条の二の規定に基づく政令でできる防火対象物よりは、八条の政令できめております防火対象物よりももうちょっと範圍もしぼりまして、しかも、たゞ性質だけじゃなくて、先生の御指摘になりましたように、實際そこに管理者によるいろいろなものがごたごた入り込んでおつて、防火管理上の必要が特に高いようなものと、こういうようなものを規定をいたさうと思つておるわけでございます。

○委員長(津島文治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたしまして、午後一時まで休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三十分開会
○委員長（津島文治君） 地方行政委員会を再開いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木書君 消防法関係あるいは建築基準法関係で、いろいろ建物の構造あるいは設備、防災体制等についての規制やら義務づけやら、いろいろな行

なわれておるわけですが、それに関連をしましてひとつお尋ねしておきたいのは、一体、そういう条文にあるいろいろな規制なり義務づけなりというものが、的確に実際の建物の中で行なわれておるかどうかということが一つの問題ではないかと思ふであります。そこで、この消防法によりますと、まず最初の段階で、建築の許可等の場合に、消防長や、消防署長の同意を得なければ、これを許可したり認可したり確認をしたりすることができないというようなことがあるわけ

あります。そこで、実際、じゃ一体、そういう同意を得るためのいろいろなこと、それから同意を与えるとか与えないとか、いろいろあると思いますが、そういうことがうまくいっておるというふうにごらんになるのかどうか。よく不法建築物とかなんとか言われるのでありますが、災害があつたあとにそういうことが指摘されるのであります。が、単に不法建築というのとは、宅地建物の面積とかなんとかいうことでなしに、防火、防災関係から言つてのそれもあることがまた指摘されておるようでありますから、そういうことからして、いま私申しましたように、こういう実際の仕事が行まくいっておるのかどうか、それをどうごらんになつてゐるのか、これをひとつ。

○政府委員(佐久間彌君) 建築許可の際の同意は、先生もおっしゃいましたように、消防といたしましては、防火、防災上の見地から関与いたしておるわけでございます。

そこで、現実によりまくいつているかどうかというところでございますが、全体として見ますと、うまいくいつていると思うのでございます。ただ、御指摘のありましたように、違反建築物がいろいろあるようでございますが、まあ消防に同意を求めてまいりますのは、建築主管の行政庁に出ました、提出されたものが消防のほうに回ってくるわけでございますから、その限りにおきましては、消防の同意もうまく運用されておると思ひますが、いわゆる不法建築というものは、そもそも建築主管行政庁のほうに許可も受けていないというものでございまするので、したがって、また、消防といしましては、それについては関与をしていない。事故が起こりましてから、あるいは不法建築であつたり、したがって、また、消防のほうも知らなかつた、こういうような実情でございませう。

○鈴木壽君　これはあなた方、実際の仕事にどこまでタッチしておられるのかどうかわかりませんから、こういうことをお聞きしていいかどうかあれですが、最近ですね、たとえば東京なら東京と

いうところをとってみると、同意をしなかったというような事例なんかありますか、いかがですか、その点。

○政府委員(佐久間彊君) 東京の実際の数字、いま手元に持っておりませんが、かつて私も報告を受けたことがございますが、それによりますると、ごくまれに消防の立場から同意をしなかった、あるいはまた、正式の同意をしない前に、これは同意できないということを建築主管の行政庁のほうに申し入れて、事実上そこで許可しなかったといったようなものが全体の中で、件数は忘れましたが、ごくわずかにございます。

○鈴木壽君　まあ、これはその許可とか認可とかいう手続を経ないで、したがって、消防のタッチする部分がないままに変な建物が建つというようなこと、これはまあ、いまのお話からもわかるわけですが、あり得ると思うのですが、それはまあ一応これはいずれ問題とななければならぬと思い

ますが、その同意を与える場合に——与える与えないという場合に、これはいま私も問題にしている大きなビルとかなつかいいうことでないのだから、一般的な他の建物であつて、地方においていはめくら判を押すようなものだというよりなことを聞かされることがあるのですが、そういうよりな事例があるということがあります。地方の小さな団体、そういうところの消防署などというよりなところはですね、この許可あるいは認可を与える際の同意という、これにほんとうに専門的な知識を有する確かな判断をすることができ、そういう人が全部いればいいのですがね、そうでない場合があるのではないかと思うのですが、そういう点について、何か皆さんのほうで検討されたことございませんか。

○政府委員(佐久間彌君) これはまあ都市地域が主たる対象になるわけでございまして、都市地域におきましては、消防本部署がございしますので、消防本部署の中には、建築関係につきましても専門で所管しておるものもございするしいたしまするので、全体としては、お話のように扱います。

だ、まあ団地域になりますというところ、専門の消防職員もおりませんので、それは確かに御指摘のようない点があると思いますが、ただ、団地域には、実際問題といたしまして、建築の許可の対象になつて問題になるものが少ないわけでございますから、実際上は、それほど支障もないようでございます。ただ、今後建築物がだんだんふえてまいりますと、これは建築主務行政庁のほうにおきまして、現在の職員ではなかなか目が行き届かなないというよりなことになるかでございます。で、実はまあ昨年、建設省のほうからの要望もございまして、消防と建築関係の行政機関とよくひとつ連絡をとつて、不法建築物、特に私どもの立場といたしまして、防火、防災上から危険なものにつきましては、事前に予防査察を励行するようという指導はいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君　それからいま一つ、いまできている

建物に対する防火上の見地あるいは消防の見地から、いろいろ立ち入り検査ができた、査察をしなくてはならぬということがきめられてあります。これも現場のことでございますから、どういうふうに行なわれているかというのを聞かれています。

も、あるいは、ちよつと答えかねるかもしれないが、こういう面でもう少し常時といえますか、適切に行なわれておれば防災の見地から有効であるうと思われるようなことが、しかし、あまりよく行なわれておらないというようなことがあるように思われるが、そういう点については、どういうふうにごらんになっておりますか。

○政府委員(佐久間彌君)　そういう点は私どもも若干あるように思っています。消防法の四条の規定に基づきまして、立ち入り検査権があるわけでございますが、これも消防職員の限られた数で相当多数の建築物を予防査察いたすわけでございますので、なかなか目が行き届かないということはありません。これは都市によりまして、相当綿密に計画を立てまして、予防査察を積極的にやっておりますところと、それから、それほど熱心にかけてい

ないところとございますが、最近私どももその点、指導をいたしておるわけでありますが、できるだけひとつ計画を立てて、そして危険な建築物について、なるべく適切な予防査察、それに基づいた指導を積極的にやるようにということをやうておるわけでございます。ただ、その予防査察をいたしました結果発見をいたしました事項の是正につきましては、これは消防法令関係の事項でありますれば、消防機関の権限ですぐ是正措置がとれるわけでございますが、建築構造上の問題になりますと、これは建築行政機関のほうの手を通じて是正措置をとってもらわなければならないということになるわけでございます。従来はその点、消防としていろいろ発見をいたしましたも、十分是正ができないうらみがあるわけでございますが、先ほど申しましたように、昨年、建設省のほうからも、ひとつ消防に協力をしてもらって、予防査察をやってもらって、気のついたところはどんどん連絡をしてくれ、それについては自分のほうからその予防措置をとるようにするからというお話がございましたので、その点はだんだん改善される、このように思っておる次第でございます。

○鈴木露君　その予防査察あるいは立ち入りで、半ば強制的なみにして入るような場合、これはいつでもというわけにもいかぬかもしれぬけれども、建築関係のほうのそういう人と、消防の人と一緒に見るという機会があつてほしいと思うのですが、そういうことをいまのところ、別に一緒に歩けというなにもありません。消防は消防のほうでやるということなんです、そうすれば、私はかなり効果的なものになるだろうと思うのですが、そういう点についてどうでしょう。

○政府委員(佐久間彊君)　そういうことができませんれば、私もそれにこしたことはないと思います。するけれども、御承知のように、建築主事と申しますのは、非常に数に限られておりまして、全国で正式の建築主事というものが七百くらい、それから建築に関係しております者を合わせましても、

せいぜい二、三千人くらいのように聞いております。そこで、どうしても建築関係の職員が予防警察に同行して回るといふようなことは実際不可能なことのようには思っております。

○鈴木壽君 お話を聞いてみると、実際上不可能なようですが、私はそういうことがぜひ必要ではないかと思うので、ですから、これはいまの建築関係の法規から言っても、消防関係の法規からしても、別に一緒に歩かなければならぬというそれなれば、そういう体制もない、何も規定の中にはないわけですね。けれども、ほんとうに効果のある予防警察が、単なる査察であつたり、検査が単なる検査であつたりすることでないようにするためには、もちろん、消防独自で処理できる問題もありまされども、建築関係に属するものについては、消防のほうで見てきて連絡してこうだというよりも、一緒に見てやっていくほうがいいというふうに、私しろうと考えてさう思ふのですが、そういうことについて何か考えるところがないかと、こういうことなんです。

○政府委員(佐久間) 今の歩きます場合には、常時建築関係の職員と消防関係の職員が一緒に回るといふことは、先ほど申しましたように、不可能のことと思いますが、現在、建設省のほうと連絡をとりまして一緒に地方のほうに通過も流してあります。消防関係の職員が予防査察をいたしました建築基準法上の違反事実を発見いたしました場合には、すぐに建築関係の行政機関のほうに通報すると、さうして建築基準官署のほうでそれについての措置をとる、こういうことであります。そういう違反事実を発見いたしました場合には、そのものについて建築関係の職員が行くと、一緒に行って、さらにそれを調査すると、こういうことはやるように指導はいたしております。

○鈴木壽君 特に防火対象物としてさつきもちょっとお話があつたのですが、いわゆる防火対象物というものはそんなに数がたくさんあるわけでもなし、これはやる気になればできると

思ふのです。これはしかも、毎日そこへ行けというところでもないのだから、建築関係の人たち、人員が少なくないと言つても、特に注意しなければならぬ防火対象物、こういうものに対してだけでもできたらいいと思ふのですが、というのは、防火対象物に対しては、一ついわば措置命令といふものが出されるようになっております。ですから、そういうこともありますから、その場合にやつぱり一緒に見るというよりなことがあれば、うまく、かりに措置命令を出すにしても解決がたやすいのじゃないかと思ふので、全部のものについては、もちろん、いまお話しのように不可能だとしても、特別のこういうものに対する両者の査察あるいは検査等があつていいと思ふのですが、いかがでございますか。

○政府委員(佐久間) 予防査察は、いわゆる防火対象物だけじゃなくて、それに入つておりません普通の個人の住宅も予防査察の対象にいたしまして、消防署としては火の元の指導をして回つておるわけでございます。

それから、いまお話のありました防火対象物で特に措置命令を出すかどうか問題になるようなものにつきます。これはごく少数でございます。それから、それらのものにつきます。建築関係の職員と一緒に調査をしますと、これはもちろん私も必要なことだと思ふます。そのようなことは建設省のほうともよく連絡をとりましてそのような指導をいたしてまいりたいと思ふます。

○鈴木壽君 しかし、いまの法律からしますと、かりに消防のほうから一緒に行って連絡する、あるいはお願いする、そういうことをしても、必ずしも建築主事なり関係者が行かなければいけないというふうなことになるおそれがあります。そういう面では、何かこれは考えなければいけないと思ふのですが、それなしに、そういうことをしないでも、いまあなたのおっしゃつたように、消防のほうから申し出なり連絡があれば一緒にに行けるといふ、こういうことでしょうか。

○政府委員(佐久間) 建築職員のほうは建築基準法の中で違反建築物について立ち入り検査もでき、また、それに基づきまして違反建築物に対する措置命令ができる規定がございます。その中で、建築関係の職員としては当然やらなければならぬ。しかし、建築関係の職員は、先ほど申しましたように、非常に数が少ないものですから、実際はなかなか目が届かない。また、そこで消防のほうは、御指摘のように、消防関係で防火上の見地からだけではございませうが、立ち入り検査、あるいは、それに基づく措置命令の権限がございします。そこで両者がひとつ連携を密にいたしまして、協力をしていこう、かような話し合いをいたした次第でございます。

○鈴木壽君 建設省のほう、いま長官との間に、これは全部お聞きになったかどうかわかりませんが、必要のある場合には、特に防火対象物に対する措置命令というところで第五条に規定がございします。そういうような場合の防火対象物に対して、消防のほうからだけだとして、建築関係のほうも一緒に見るというよりなことがいいんじゃないだろうかと思つて、それができるかできないかというところでお尋ねをしておつたときに、いまお聞きのように、建設省のほうと連絡してさういふことができるようにしたい、こういうお話がございした。が、さういふ消防のほうから申し入れなり連絡があつた場合には、それは限られた人数でなか

なかつたかと思ふます。さういふけれども、一緒に行ってもらいたいと思ふんだが、さういふことについての皆さんのほうのこれからの心がまえといたしまして、それはどういふものでしょうか。

○説明員(三宅俊治君) 私どもの建築行政の面から見ても、現地をよく知るといふことは一番大事なことでございします。そこで、私ども常によ

けれども、それでも私はさういふ方向で強く押し進めております。したがしまして、消防のほうから特に一緒に行ってくれないかというお話がございしたときには、万難を排してでも行動をとるにして、よく建築物を見ることが大事なことでございます。私も、できるだけさういふ申し入れについては一緒に行動できるやうに、強く関係の特定行政庁等、指導してまいりたい。現に、また、私も違反対策をいたしまして通牒いたしております中に、消防部局との緊密な連携を保ち、現地の検査の強化をはかるということを言つておりますが、通牒の中にございします緊密な連携というところは必ずしも一緒に行って、というところではございせんけれども、趣旨はさういふことではございせんので、できるだけ一緒に見るやうな行政指導をとつてまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 私、いま申し上げておるのは、一般に災害予防とかいう予防的な立場において必要だということ、これが前提ですけれども、特に第五条は相当強い権限を消防長または消防署長に与えておるんですね。消防法の第五条です。しかも、それは防火対象物の改修、移転、除去等を含んでおるものとすれば、これは単に消防だけだというわけにもいかぬほど、建築関係のそれに、より以上の関係になつてきますから、さういふことも考えますと、やはり予防査察の場合、全部一緒に歩けなんということは言つてもできないでしようから言われないことにしまして、特にこういう必要のある、注意しなきゃならぬ防火対象物という場合には、一緒にあるいは求められたら直ちに現場を見ることが必要だといふふうな考えられますので、まあ、お尋ねをしておつたところですから、ひとついまのお答えのように、今後必ずしも、あるいは場合によつては、いかなる場合でも申し入れがあつたら直ちに一緒にということではできないかも知れませんが、さういふ態度を保持してはやつていただくように、ひとつぜひお願いしたいと思ひます。さういふことが

行なわれておれば、災害の予防ということで、出
てからじゃおそいので、出る前に、災害の出る前
にいろいろ打つ手が現場を見ることによってあるの
のじゃないかと思えますし、そういう意味でお尋
ねもしておりますし、また、実は要望もしたいと
ころでございます。

次に、消防審議会の昨年十一月八日に出された答申について若干お聞きしてみたいと思います。時間の関係もありますから、この全部について実はいいろいろお尋ねしてみたいと思う点もありますけれども、少し急いでやってみます。

今度の消防法の改正が幾つかあるその中で、この答申にある内容の一つは、「可燃物の取扱い制限等」と、こうありますものの中の「調度品の不燃化及びカーテン、ブラインド等の防炎化」の間題、それから一つは、かなりあとのほうになります。が、「防災管理体制の強化」というところの①に、関連した改正、こう二つの点がこの答申の中から取り上げられておると思いますが、そのとおりでいいと思いますか。

○政府委員(佐久間彌君) そのとおりでございます。なおまた、答申の字句をそのままではございませんけれども、この答申の中で、いまの管理組織の次のところで、やはり防火管理者というもののに對し、もつと「専門的な知識及び技能の充実ははけいするものとする」と書いてございますが、全般として防火管理の強化をしろ、こういう趣旨が審議の過程でございましたので、その趣旨から防火管理者の権限の拡張という点も規定をいたしたわけでございます。

○鈴木壽君　そうしますと、いまのもう一つの点は、この答申の④の②、必ずしもそのとおりじゃないのですが、防火管理者に対して、「火災予防に関する専門的な知識及び技能の充実をはかる。」ということをくんだと、こういうことでございますか。

○政府委員(佐久間彌君) さようでございます。

○鈴木壽君 八条の二、今度の改正で地下街の問題を取り上げて一つと、八条の三で、カーテンと

か、そういうものの防炎化をはかると、こうまあ大きな点は二つだと思いますが、この答申の、その他のたくさんありますね。その他たくさんありますが、今回の、いま言った二点、あるいは、もう一つつけ加えると、もう一点ということになります。そういうことになるわけですが、

その他の問題については、これは消防のほうとしてどうこれを受けとめておられるのかですね。

○政府委員(佐久間彌君) まあ私どもといたしましては、この消防審議会の答申を全面的に尊重をしておる。この実現をはかると、こういふ方針でおる。

わけでございます。ただ、ここに書いてござい
す中には、一つは、法律事項ではございませ
で、消防法関係の政令、省令で措置できる
常に多いわけでございますので、それらは
令の改正をいたしまして措置をすることに
たい、かように思っております。それから
一つは、建設省のほうで建築基準法関係
正をしていただかなきゃならぬ事項が
ので、これはまあ建設省のほうに申し入

たしまして御検討をいただいておりますことではないです。

○鈴木壽君 建設省関係のことは、じゃああとでお聞きしますが、この答申の(1)——このいただきたいおる答申のこの書面の三ページですが、(1)「可燃物の取扱ひ制限等」、そして①②③、(2)として「消防用設備等の設置基準の強化等」、まあ、こういうふうに幾つもあります、いまのお話ですと、法律でしなきゃならぬものは、このうちの②の、さっきも言いましたけれども、「調度品の不

燃化」云々という、これが八条の三になっている。その他は政令なり省令等で措置をしたいと、こう言うのですが、ひとつこれらの項目について、法律関係のことはわかりましたが、どれを政令でやるのか、省令でどういうことをやるのか、ちよつと簡単にいいんですから、たとえば山の①

「超高層建築物」云々と、こうあるものについて
は、これは政令でやるとかというよりなことを
ちよつと述べていただけませんか。

○政府委員(佐久間彊君)　じゃあ順次、いま現在のところ考えておりますことを申し上げますと、(1)の「可燃物の取扱い制限等」の①のところでございますが、これは実は、まあ政令改正あるいは法律改正ということを考えましたが、これは指導でやろうと、いますぐ法令による規制は適当でな

それから②の後段は、先生のおっしゃいましたとおりでございますが、前段のほうでございますが、これも現時点におきましては、ひとつ指導でやつてまいりたい。

それから③の「火気使用の制限でございすか」これは市町村の火災予防条例というのがございすすが、それを指導をいたしまして、その中に適当に挿入させるようにくふうしていこうと考えております。

それから②の「消防用設備等の設置基準の強化」でございすすが、これは大体政令改正の事項でございまして、①の火災報知設備の基準の整備、これは政令でいたしたいと思っております。それ

から煙式感知器の活用でございますが、煙式感知器そのものが、なお技術開発の段階にございますので、その部分につきましては、直ちに政令ということは——若干日にちはいかかりはせぬかと思っております。

それから②の非常電源付放送設備の基準あるいは誘導灯、誘導標識の様式の統一化、これはいずれも政令でいたしたいと思っております。

それから③のスプリンクラー設備の基準の整備でございますが、これは建築基準法の関係とも関

連がございまするので、建設省のはうと連絡をと
りながらやりたいと思っておりますが、私どもの
関係は、これは政令で措置できると、かように
思っております。

それから次の排煙設備、これも政令で措置をい
たしたい。

それからあと⑤⑥⑦でございますが、いずれも設置基準は政令で検討をしたいと考えております。

次の(3)は、これは建築基準法関係でございます。なお、その中で建築基準法と関連して消防法の政令で規定をいたす必要のできるものも二、三出てこようかと思いますが、これは関連をいたしまして話し合いがつきましたところで措置をいたしたいと思っております。

それから「防災管理体制の強化」のところでございしますが、①②は先ほど申し上げましたとおりでございます。特に②の防火管理者の教育訓練あるいは資格等の問題につきましては、午前中に御答弁申し上げましたような心持ちで検討をいたし

たいと思っております。

それから③のところでございますが、これは指導でやってまいりたい。

次に⑤のところでございますが、ここに書いてございますことは必ずしも法令で措置をするということではございませんで、技術研究開発に属する事項でございますので、それぞれ消防研究所等を中心といたしまして進めてまいりたい、かように思っております。

それから(6)の「その他関連する事項」は、これは超高層、地下街のみに関係する事項ではございませんで、これはそれぞれ検討をしてみたいというふうに考えております。

○鈴木壽君　建設省のほうへお伺いしますがね、この答申の中の(3)「建築物の構造に対する規制等」かなりの部分にわたつての答申がなされておるわけですが、これは主として建設省のもの、建築基準法なり施行令なりというものの関係になると思います、そこでいま、消防法のほうでは

○説明員(三宅俊治君) 実は建築基準法の改正に
わづか二つか三つでありますけれども、いま改正
案を出しておるのだが、建設省のはうでは基準法
なりの改正案なり、あるいは政令等の改正という
ことについて、どういふ取り組みをしておられま
すか。その点ちよつと伺いたい。

つきましては、私ども建設大臣の諮問機関として建築審議会というものがございしますが、建築審議会からも答申を得ておるわけでございます。ちよ

うと昨年の暮れでございますので、消防審議会が消防関係等に関しまして、私どもの建築関係のものを含めて答申をいただいたのと、ほぼ相前後する時期でございますけれども、消防審議会の答申につきましましては、消防庁を通じて、私ども、いろいろ御説明も承っておりますし、また、消防庁側からの貴重な御意見も承って、十分両者で協議検討いたしておりますけれども、建築審議会の答申もございまして、全般といたしまして、建築基準法をどのように改正するかというものを現在検討中でございます。これも前向きで検討中でございます。成案ができれば、建築基準法の改正ということに持っていきたいというふうに考えておりますが、しかし、なかなか建築基準法の改正ということは、現在いろいろな方面で問題になっております。たとえば都市計画的な問題もございまして、それから技術的な問題、防火、避難という問題もございまして、多方面にわたっておりますので、なかなか成案を得るのにひまがかかっておるといのが実情でございます。しかし、前向きで検討いたしております。そこで、消防審議会のほうの御答申にございましてこれらの項目につきましては、その趣旨とするとこれは、建築審議会の答申ともほぼ重複をいたしておるわけで、表現の、詳細であるか、あるいは大まかであるかという問題は別といたしまして、趣旨といたしましては、ほぼ重複をいたしておるわけでございまして、私どもといたしましては、消防審議会のこの具体的な御提案につきまして、それらの中に含めてもよろん検討を進めてまいりたい、かように考えております。そこで、具体的な消防審議会の御提案に對しましては、当然法律改正ということの中で組み入れられるものと、あるいはまた、法律改正によらなくても、現行の建築基準法の施行令の改正の中で見られるものと、二とおりあるわけでございまして、しかし、私どもといたしましては、まず現在法律改正をどうするかという大きなワク組みと取組んでおるものでございまして、直接直ちに施行令を改正をしてどうこうという作業とは

ま正面から取り組んでおりませんけれども、しかし、当然政令として急いでやるべきものはできるだけ早く、その大きなワク組みの中で方向が一致しているものについては、十分それを取り入れるということ、施行令の改正とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上のように御了解をお願いしたいと思います。

○鈴木壽君 お話のように、建築審議会のほうの答申もありまして、それから、いま取り上げている消防審議会の答申と、こういうことであります。建設省が建築基準法なりあるいは政令なりを改正するとなれば、単に消防審議会で答申したそのものだけで基準法なり政令の改正に取組めないうこと、一応これは確かであると思いたすね。建築審議会の答申を見ますと、答申の一部分として、防火あるいは避難、そういうものの安全確保のためにどうするかということの答申です、全体の大きな答申の中の一部として。消防のほうはもうストレートに、それらのほうの立場からいろいろやっていますから、必ずしもそれを、答申を受けて法制化すると言つても、消防関係の法律と違つたものがやはりあると思いたすから、これはやむを得ないと思いたす。ただ、しかし、当然基準法なりあるいは政令で取り上げてもらわなければいけない急ぐものもあると思いたす。この中には、むしろ、具体的にこういふふう

のいわば全面的な改正ということがありますから、そういうものが終わつたあとでなければならぬ、こう言うのでしょいか、その点どうです。

○説明員(三宅俊治君) 当面急ぐ問題を政令で取り上げてやるという御指摘の方向につきましましては、私どもも全くそのように考えているわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたのは、基準法の全面改正があつたときに、実定規定としておかしくないことが一つと、それから法律、施行令の体系としてあとで、まあ、これは法律事務と申しますか、体系の問題ですが、そういうことに支障があるかないかというふうなことも一応考えておきませんと、施行令のみを急いで改正するということはむずかしいので、まず全体のワク組みを見通してということ申し上げたわけでございます。そこで、そのように申しましたも、実際問題として、消防審議会が御指摘のことが、あとで基準法の改正あるいは基準法が改正された後における施行令の実定規定等々と非常に反して、あるいは体系としてますます困るということは、まずまず私、ないように考えるわけでございます。そういう意味におきましては、できるだけ現在の建築基準法の施行令の改正、現行法の施行令の改正、こういうことでできるだけだけのものと取組んで、できれば建築基準法の全面改正の前においても、政令の改正をやりたい。そうして消防審議会でもいろいろ御指摘なさつておられますような防火、避難の問題等については万全を期してまいりたい。それからなお御指摘の点の中には、消防機関等との十分な連絡協調によつてできる面もございまして、それはもちろん早々にも取り上げ、現在でもすでにやっておるわけでございますけれども、着実な実施をはかつてまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 ですから、これは本法と無関係に、あるいはそれと違つたような方向で政令というものをつくられるわけでもなし、ですから、いろいろ本法の改正の何といひますが、構造、ワク組み、

方向というものが一応定まらない限り、へたにいじることとはあとでまたいろいろな問題が出てくるというふうなこともありますが、しかし、それは確かにお話をうかがひますが、しかし、それでなく、あなたのことばの中にもありました、将来、本法の改正をやつていく方向というものは、これは一応ある程度見えていますから、そう抵触しない形において施行令だけを手直しするということも可能じゃないだろうか、こう思ふ点もあるわけなんです、そういう点については何とかひとつ早くやつてもらいたいと思ふのですが、どうでしょう。そこまでの検討はしていませんか。

○説明員(三宅俊治君) 御質問の点につきまして、私も前向きで検討いたしております。

○鈴木壽君 この建築審議会の答申は、大体、消防審議会の答申の時期と同じくして、昨年十二月の十三日ですか、消防審議会の答申は十二月の六日です、消防のほうの審議会の答申の一週後にこれは出ておりますが、一昨年の十二月に中間報告が出ております、建築審議会のほうから。その中には昨年の十二月の十三日に出た本答申に述べられてある防火上及び避難上の安全性に関する云々という、こういうことがより具体的に出てくるのです。ですから、これは本答申と中間報告というものの、これは扱いはいろいろあるでしょうし、一がいには言えませんが、ただ私言いたことは、こういう問題については、十二月に行なわれた消防審議会あるいは建築審議会に、そこへ突如として出てきた問題ではなしに、建設省としてはすでに一昨年の十二月にこういう中間報告をなされておるところから、当然私は検討されるべき問題であつたらうと思ふ。そうして、昨年の暮れにたまたまより具体的なものが消防審議会のほうの答申に出てきた。あるいはまた基本的な問題についての正式な答申として建築審議会のほうから答申が出された、こういういきさつがありますから、実はこういう問題に対する法改正なり、政令の改正なりということに注意して、もつ

と進んでおつてもいいんじゃないだろうか。これから十分前向きでということは、そのとおりだと思ひますけれども、もっと実際の作業というものが進んでおつてもよかつたんじゃないだろうか。もし建築基準法そのものに手をつけられないとすれば、せめて政令で可能な部分のところだけであつても、こういうふうな私思ひでしてね、そうして一方、わずかに二点か三点でございませうけれども、いま消防のほうではこういうものが改正されて、間もなく出てくる。できれば法律でなくとも政令のほうの改正でも、時期をそろえて、この答申が生まれるような形に措置してもらえたら、うんとよかつたと、こう思ふのですがね。今度あれですか、これからの検討ということをご一月とか二月とかいう間に、可能なものについて、政令の手直しをするというよりなことも簡単にこれは望まれませんね。

○説明員(三宅俊治君) 実は御指摘の中間報告ございまして、その中間報告に対する私どもの対処のしかたをいろいろ検討したわけでございましてけれども、建築基準法、現行の法律の施行令の改正でいけるものもかなりあるわけでございまして。しかし、たまたまそこへ根拠法である建築基準法そのものの改正という問題が出てきたわけで、その中へ含まれて考えていくのが筋だということで、多少その辺手間どつたわけでございまして。実は私どもそれに対して便々としておつたわけではございせんので、こまかな技術的な問題を申し上げるのは恐縮でございまして、たとえて申しますと、建築物の安全基準というよりなものがどういふふうな規定されるべきであるかどうか、あるいは防災、排煙その他の問題につきましてどういふふうな規定にしたらいいのかわからないことを詰めてまいります、いろいろな技術的に新しい問題にぶつかるとございまして。そこで一昨年来、建築関係の団体、たとえば建築学会等総動員をお願いいたしまして、それから私も建設省の建築研究所ももちろん総動員をいたしまして、これらの新しい技術基準というものの詰めをし

いろいろやつたのであります。いろいろ問題が多いときに何かのんびりなという御指摘もあろうかと思ひますけれども、やはりそのくらい真剣に私どもも取組ましまして、ようやくそれらの技術的基準の見通しを今春になって得た。つまり、建築学会におきまして新しい防災基準という未知の分野を学術的に突き詰めていき、それがまた実際の技術にどう応用されていくかというのを突き詰めていくというご意向でございます。そこで、御指摘が今春の状況でございまして、そこで、御指摘がございましたように、ここ一、二カ月で施行令の改正ができるかといわれまして、ちょっとむずかしいかと思ひますけれども、一、二カ月と言わずに、ここ数カ月のうちに現在の建築基準法の中における施行令の改正で、できるだけのものを手当てをしていこうというご意向は可能になってきたといふふうに考えておる次第でございまして、そういう行き方でも今後前向きに検討し、詰めてまいりたい、かように考えております。

○鈴木壽君 事情は大体わかりましたが、しかし、私なお残念だと思ふんですね。今度の答申に基づいて、その中で消防法の改正をやっていくというところがいろいろ出てきた。しかし、それが答申の中のある一部分だけであつて、肝心の建築物の構造なり設備の面で、それがいまの時点で、かりに消防法が通つたにしても、そういう部分のものは取り上げられておりませんから、ちんばなかつたんですよ。答申を受けて一方のほうではやつたけれども、肝心のいろいろなところで何もそれがされない。あるいは規制なり義務づけがされておらないというところから、何かちんばなかつたところにならざるを得ないわけですね。たとえば、地下街の防災管理者の連絡なり統一なりというふうなことにしましても、もつと地下街の使用の何といふんですか、いろいろな規制がありますね、こういうものから、きちつとやはり直していかないことには、互いに連絡会議を持つたとか、計画を密にしてやつたということだけではやつていけないと思ひ、調度品の防災化ということ

で、カーテンとか、ブラインドなんかについての規制がある。しかし、その他のいわゆる内装関係の建材なり、そういうものは一体どうするのか。カーテンはあまり燃えない、炎を出さないようなものができたけれども、ほかのものはどういふような問題が実はあるわけですね。ですから、何か生まれ出た子供が片足でしか歩けないというふうなかつたことになるのですから、これはひとつ早く、いろいろ事情もお話がございましたけれども、政令の改正でやれるものだったら、これを早くやつて、この防災のことに對しての効果的なものができるように、ぜひ私は要望したいと思ひます。まあ何べんも言うように、どうも建築基準法の

本元のそれを待つておつたのでは、これはちよつといまの都市計画なり、都市再開発法なり、いろいろな関係から、あるいは土地利用の問題から、いろいろこれはからんで、単にわれわれがふだん考えているように、建物そのものだけでなくなつてきていますね、今度の改正は。そういうところの要請から出てきているのだと思ふのです。しかし、これと取り組んだ場合には、これは一月や二月でなかなかこれはたいへんですよ。あなた方いろいろ準備はなさつておられるでしょうけれども、それができないとすれば、これは来年になつたて、はたしてこういうことがどこで生かされるのか、ちよつと私心配ですがね。最大限にひとつ急いでやれるものはやつてしまふ、こういうことで要望したいと思ひますが、いかがです。

○説明員(三宅俊治君) 御趣旨の線に沿ひまして努力をしたい、かように考えております。また、建築基準法の改正につきましても、基本的な問題いろいろあるわけでございまして、たとえば申しますと、将来いろいろな問題があります場合に、防火避難の問題だけにどう対処していくかというご意向も、当然考えられる改正の方向ではないかといふふうに考えます。御趣旨の線に沿つて努力をいたしたいと思ひます。

○鈴木壽君 消防庁のほうで、どうでしょう、いまお聞きになつたようなことですが、これはあれですね、私いま申し上げたいことは、できるだけ早く、できれば建築基準法から、政令なり、そののほうへ及んでいくような作業を望みたいが、なかなかそう言つてもいられないようなお話ですから、それはともかくとして、早い機会にあなた方で十分話し合ひをして、政令でやれるものは政令でやる、こういうふうにしてもらいたいという気持ちでいままでお話ししたんですが、お答えは、どうも一生懸命やる気持ちはそのとおりだけれども、いつどう出てくるか、ちよつと予想つきませんね、心配じゃないですか。

○政府委員(佐久間彌君) 私も鈴木先生の先ほど来おっしゃられましたお気持ちと全く同感でございまして、地下街、超高層ビルに対する防災対策を進めてまいりますためには、消防法令の關係と、建築基準法令の關係が並行して改正がなされますことが最も望ましい姿だと存じております。いろいろ建設省のほうの御事情もあるようでございしますが、まあ心配じゃありませんかというお尋ねでございますが、この政令で処置できる事項の中身につきましては、私どもの担当の課のほうにもいろいろ御連絡をいたしておいて、お話し合ひもいたしておいて、これがそう遠くない時期に改正がなされますことを、私どもとしても希望をいたしておりますし、今後さらに建設省とよく御相談をしてまいりたい、かように思つております。

○鈴木壽君 建設省のほうに、くだいようですけれども、この国会に何かあなたのほうで、まあ政令ですから、国会にかける必要はないのですけれども、何かこういうよりなものと消防法關係のこういふものと、足並みがそろつたこととして作業を進めてきておられますか。そうでもないのもしょうかね。どうでしょうね。

○説明員(三宅俊治君) 方向といたしまして、全くよく連絡協議をして、同じ方向に向つていまして、ここ一、二カ月のうちに現行法の施行令の改正をやるといふことは、ちよつと技術的な詰

とがその答申の①、それがねらっているところじゃないですか。だから、それを取り入れるべきであるとしたならば、そういうものが出るようなやほり条文の書き方というものは私はあると思う。ただ、「協議して、定めておかなければならない」というようなことからは、すぐそういうものが出てくるのだというふうにはちょっと思えないです。もう少しその答申の趣旨に合うような、名前ともかく、実体においてそういうものができるような書き方が私あるんじゃないかと思ふんですが、それはどうですか。

○政府委員(佐久間) その点は、私も先生のおっしゃる御心配の点がよくわかるように思いますが。結局、まあいざというときには指揮官と申しますか、そのもとに迅速に適切な措置がとられなければならぬわけでございますから、だれか号令をかけていくようなものが、しっかりと中心というものははっきりしておるということがぜひ必要だろーと思ふ。しかし、それは法律でそういうことを書かなければできないということではございませんで、この協議の内容なり、この協議会の運用によりまして、どういふ場合にはどうする、あるいはまたそれがこの統括管理者という、答申でうたつておられますものに相当いたしますものが、一定のものが、お互いの協議の中で最もその施設において適任であるものがある場合もございまして、また、あるいは適当に交代してその任に当たるといふようなこともあろうかと思ふますが、まあ私は協議の内容でそういう責任者をだれにして、その人にどの程度統括の責任を持たせていくか、その辺もその地域、地域の事情に応じて、所轄の消防長、消防署長が指導をしなから、この運用によってこれをうまくやっていくというのがいんじやなからうか、法律で書いていたからできるというわけのものでもないんじやなからうかと、こんなふうに考えておるわけでございます。

○鈴木 貴君 あな少しおかしいですよ。ここにこう書いてあれば差しつかえないでしょう。八条

の二のところ、いま、「協議して、定めておかなければならない」といふ、そこを協議して定めるとともに、防災統括管理者を設置しなければならぬというように一つ書いておくことが一番はつきりしていんじやないですか。それがなくともやれるのだということも言えるかもしれないが、それがはつきり出るように法文化する必要があるので、だれがいいとか、私はこう言うのです。そこは、これはもちろん協議の中に入ることであつて、こちらで一方的に統括管理者というものを指名するわけでもありませんし、ですから答申の趣旨はあくまでも一体化した、その統一的な防災管理者というものがなければならぬということなんで、そういう趣旨を生かすすれば、表現のしかたはいろいろあるかもしれないけれども、それがやはりここに出ていなければいけないんじゃないかというの、そもその私の気持ちなんです。

○政府委員(佐久間) 先生のおっしゃいますのも、あるいは一つの御案かと思ふますが、ただ、これはいろいろ立法技術上の問題もあろうかと思ふますので、まあ私断定的には申し上げかねますけれども、ただ、この統括管理者というものを法文に書きますと、一体その統括管理者はどのようなものを充てなければいかぬとか、あるいはまたそれがどういふ権限を持たなければいかぬとかというように、これは法律事項としてはいろいろ書かなければならぬというようにすることになりますし、やはりこれはある程度弾力的にその地下街なり高層ビルなりの事情に応じて運用できるようにしておくほうがいいんじゃないかろうか、かように思つておるわけでございます。

○鈴木 貴君 これは答申をする側は、法律的にどうのこうのというようにもありませんが、答申する場合に、こういうこと答申がのとおりに表現可能かというように、あるいは問題がないかというように、これはやはり一応答申をする立場から検討することが普通だと思ふのです

が、何でもかんでも言いたいことを言うといううなことでもなしに、はたしてこれが答申がどう受けとめられるかというように考える場合には、当然、法的に疑義はないのか、大げさに言いますと、よく憲法上の疑義があるとかないとかといふいろいろなことがありますが、そういうことを踏まえたものではないでしようか。ですから、もし防災管理者、名前は統括責任者でも管理者でもどうでもいいが、そこでたとえば、その資格をどうするかというより問題も、これは法律的にびしと解決されなければいけないと思ふますが、しかし、必ずしもいま防火管理者に對しての資格なり、何と言いまうか、能力といひますか、そういうようなものについて規定をして、そういうものと同じようにこの場合考えなくても、いゝば協議会のそういうようなことからすればいいんじゃないかというより、少しルーズな考え方かもしれないが、あると思ふのです。まあいいです。この点はやめましよう。幾ら言つてみてもあれだからやめましよう。やめましようが、いかにやめましようが、やめましようが、定めておかなければならない。」「答申を受け入れた、趣旨を取り入れたとは言えなくなつてくるわけだ。これはこんなことだつたら何も法文化しなくても、いわゆる指導でいいんだ、これは。法律改正をして統一的管理体制をつくらせるといふような場合だつたら、やっぱりそれにふさわしいようにびつと定めるものはきめていかなければいけないと思ふが、これでは、実際は行なわれるかもしれないけれども、しかし、法に基づき権限なり、そういうものが何もないようになつてしまふようにできているのです。ちよつと私はそういう意味からいって残念なところがあります。まあしかし、この点はきよはますこの程度にしておきます。私も少し考えてみますよ。

それから八条の三の改正ですが、防火対象物、「高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならぬ。」「これは政令がたたくさん出てくるわけなんです。初めの「旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において」のその「政令で定める」というやつは、現在定められている、政令によってやっておる防火対象物であるのか。さらに新たに防火対象物として何か持つてくるものなのか。それから「どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるもの」、この政令の内容はどういうものか、予定をしておるものですか。それから「政令で定める基準以上の防火性能を有するものでなければならぬ。」「この場合で、政令で定める基準、こういう基準というものがいまでできておるかどうか。こういう点でちよつと御説明を願います。

○政府委員(佐久間) 最初の政令でございますが、これはこの規定の趣旨等考えまして、現在考えておられますのは、たとえば演芸場、集會場、あるいは老人福祉施設とか、児童福祉施設というように多数の者が出入りするような防火対象物、あるいは避難能力の劣る者を収容しているような防火対象物、そういうものを考えております。それから二番目の政令でございますが、これは舞台にありますが幕でありますとか、あるいは大道具、小道具といったようなものでありますとか、工事用のシートでありますとか、そんなようなものを考えております。

三番目の政令につきましては予防課長から御説明申し上げます。

○鈴木 貴君 ちよつと、予防課長の前に。初めの政令で定める防火対象物の政令ですね。これはいま政令で防火対象物はこうこういふものだというのがあります。それそのまゝのをいっておるのか、あるいは別にいまの政令で定めておる防火対象物とされるもの以外に、いまの政令以外のもの、新たにこれが防火対象物だと、こういうふ

うな指定をするのか、その点はいかがでござい
すか。

○政府委員(佐久間彌君) 現在、別表第一で定め
ておられます防火対象物の中から、先ほど申しま
したような多数の者が出入りをするものでござい
ますとか、あるいは避難能力の劣る者を収容して
いるような防火対象物でございまして、そういう
ものだけを抜き出して指定をいたしたい。した
がいまして、現在の別表第一で申し上げます、(一)か
ら(四)あたりまでのものが大体それに該当しようか
と思います。

○鈴木壽君 何かこの八条の三の場合の書き方か
ら見ますと、なるほど、「劇場、キャバレー、旅
館、病院その他の政令で定める」と、こうあるの
だが、いまの政令では、劇場も、キャバレー、旅
館、病院なんかも、防火対象物として定められて
いますね。だから、お尋ねしたのは、こういうもの
の、キャバレーとか、旅館、病院、劇場というも
のほかに、新たに今度政令でまた何か防火対象
物というものをやるのかどうかと、こういうふう
に思ったわけですがね。そうしますと、いまの防
火対象物にされておるそういうものの中から、別
表であります、その中からいままおっしゃったよ
うなものを、さらに抜き出すといったらいいか、
拾い上げてこの第八条の三の「政令で定める」と
いう、この政令の防火対象物にすると、こういう
ことでございましてね。

○政府委員(佐久間彌君) さようでございます。
○鈴木壽君 わかりました。じゃ課長から、防災
性能について。

○説明員(高田勇君) 「政令で定める基準以上の
防災性能を有するものでなければならぬ」、こ
の場合の政令でございまして、これは試験基準を
定めます政令でございまして、「防災性能を有する
もの」といった場合に、これは一つはもうメー
カーの段階で防災性能を有しているものがあるわけ
でございまして、それからメーカーの段階で不燃性
のものもあるわけでございます。不燃性のものと
か、難燃性のものがすであるわけでございます。

す。もう一つは、すでにメーカーの段階を出ます
ときは、可燃性だ、したがって、薬剤によってあ
とから処理をしなければ、防災性能が保有できな
い、こういう種類のものがあるわけでございます。
そういうものを含めまして、防災性能というもの
について一定の基準を設けて、それ以上の試験
基準に合格したものは、これは防災性能があるの
だ、こういう認定をするための試験の基準をつ
くろうとするわけでございます。で、その試験の基
準につきましては、布でございますと、薄手、厚
手、それから工事用シートとか、あるいは合板と
か、こういった種類に分かれて試験の基準が
あるわけでございます。このうちすでに厚手と
か、工事用シート、合板につきましては、すでに
JISでやっているJISの二五〇という基準
がございまして、この基準が一部ございまして、
それを参照あるいは尊重しつつこれをつくってま
いりたいということから、薄手につきましては、
さらにあらためてこれをつくってまいりたいとい
うことでございまして、お尋ねのようになります
それがもう全部についてあるのかということにな
りますと、いま申し上げました形になっておりま
すので、今後この政令の試験基準をつくってま
いりたいということでございます。

○鈴木壽君 たとえば消防研究所とか、どつかで
もろん検定したり、研究したりしておるのも
しょうね。この基準をつくるための試験。
○説明員(高田勇君) 研究はもうすでに消防研究
所のほうで長い間やっております。それで、一定
のいま考えられておりますやり方といたしまして
は、一つの布片を、一がいに言えませぬけれど
も、平均的なことを申し上げますと、二十センチ、二
十五センチ、三十五センチくらいの面積の布片を
とりまして、それを四十五度傾けて、下からLP
Gの炎を当てて、一定の時間の燃焼度、あるいは
炭化の面積というものによって、これが防災性能
があるかないかということで、何級ある、一級あ
るか、二級あるか、こういうふうなクラスづけを
するより試験方法になろうかと思ひます。その

辺の研究は、すでに消防研究所のほうで長年にわ
たってやっておりますわけでございます。

○鈴木壽君 その場合に、基準のこととはまあいい
ですが、実際にこれは製造、販売、そしてまあこ
ういう装置といふもの、いずれいような段階
がありまして、これが基準以上のものであるか
ないのかというよりなことをこの段階で押さ
まうか。

○説明員(高田勇君) 先ほど申し上げましたよう
に、もうすでにメーカーの段階でできているもの
と、メーカーの段階では可燃性であるからあとで
処理すると、こういう二つあるわけございま
す。したがって、メーカーの段階において処理さ
れて、もうすでに防災性能というものであるもの
につきましては、全国的に、いま私どもの傘下と
申しますか、この団体に入っております日本防災
協議会というのがございまして、そこには化繊協
会とか、紡績協会とかいう、そういうメーカーの団
体が入っております。したがって、そういうた
めメーカーの団体の総合団体であります防災協議会
というのがございまして、そこでもって一応
メーカーの段階では、こういう品物については、
もうすでに研究所で検定、防災性能が一定基準以
上であるというのにつきましましては、全部その基準
でもって、メーカー段階でラベルをつけるという
ことで出そうかと、こういうふうな考えておりま
す。それから可燃性のものであつてあとで処理し
なければならぬというのにつきましましては、消
防検定協会という協会がございまして、それで消
防検定協会と薬剤、塗り方、処理のしかたという
ものの組み合わせによりまして、この薬剤でこの
処理をした場合においてはこういう効果があるの
だということも、ものに即して試験をやりました
で、それでもってそれをどなんものによって告
示をしていく。その告示のやり方によって、全国
にクリーニング協会というものが、この日本防災
協議会の傘下にございまして、そこでもって消
防機関と、それからそのクリーニング協会のほう
にその検定協会でやりました基準というものを、

もうすでに通知いたしておきまして、そのやり方
によってやったものについて合格ということにし
て、これは日本防災協議会のラベルを張らして、
そしてそれを終わらせたものは、こういう対象物
に張った場合に、消防機関が調査に行きました場
合には、いつ何日、どういう方法で処理をしたと
いうことがわかりますので、そういうものを
ながらこれをチェックしていこう、こういうふう
にいたそうと考えております。

○鈴木壽君 これはなかなかむずかしいね。むず
かしいですよ、実際。あなたのおっしゃることを
聞いていて、どの段階でどうだとおっしゃって
います、それで、何かマークみたいなものを
するとしても、なかなかこれは、たとえばいまの
毛織物に対してマークをつけて一〇〇%とかい
ても、いろいろなものがまじつておるとい
かね、特にカーテンとかどんちゅうとかい
うと比べて、大きなものの全部が一体どうな
るのかというふうなことになるかと、ちよ
つとしたいわゆるチェックのしかたではな
かなかこれはむずかしいですよ。そうすると、
マークなり検定を経たものでなければ使わ
ない、使えない。むずかしいね、これは。実効が
たしてどうなのかという点があるのですが、心配
ありませんか。

○説明員(高田勇君) 確かに御指摘のように、現
在の段階でこれが施行になると同時に、完全
にそれが確実に履行されるかという問題になり
ます。なかなかむずかしい問題もあるかと思
ひます。しかし、それを持ちます一番大きなポイント
というものは、業界の整備だろうと思ひます。業界
と申します、日本防災協議会の全国的な組織の
整備だろうと思ひます。したがって、この整備と
いうものを一日も早く整備することを私どもは
かねてやっております。これは前に入
っておりますが、これはいわゆる繊維製品のメー

としては全部入っている協会でございます。それ
にクリーニング協会、これはクリーナーズ協会と
申しておりますが、このクリーナーズ協会という
ものが一昨年入ったわけでございます。それが全
国的な組織網を持っておりまして、そこで処理
をしたものについてはチェックができる、処理も
できるし、それから現地に消防機関がこのク
リーナーズ協会の傘下のクリーニング店と一緒
になってチェックができるという体制ができた
ので、私どもはこれだ踏み切ったわけでござい
ます。

○鈴木壽君 こういふことが必要だといふこと
は、私もそういうことを前提にして、ただ、とはい
いながら、心配はないかという点ですわね。こん
なことをしても役に立たないぞという意味ではな
しに、どっかの大きな建物で、たとえば防火対象
物に指定されたもの、あるいは高層建築物等、劇
場でもいいわ、できたときに、やっぱり検査なり
何かしなければいけないでしょう。するでしよ
う、当然。そういうのは簡単に基準以上の防火性
能を持つておるものであるというように確認でき
る方法というものはありますか。

○説明員(高田勇君) 現在の段階では、先ほど申
しました、いま考えております試験基準によりま
す、片々を若干とてそれでもって試験をする
という方法がいま講じられようとしておるわけ
であります。ただし、御指摘のように、すでにか
かっているものについて、これを片々をとってや
るといふことは非常にむずかしい問題だと思いま
す。したがって、それらについていまの段階で
は、この点が片々をとらないでできる方法という
ものは将来大いに研究すべきだといふことは、一
つの大きな研究課題として残つておると思いま
す。しかし、現在の段階ではそういうことがいま
考えられておりますので、それについては片々を
とらないでもチェックできる方法というものはな
いだろうかといふことを考えて、それで先ほど申
しましたように、消防機関が、一応クリーナーズ
協会傘下のクリーニング店が処理したといった場

合には、それがクリーナーズ協会の傘下のもので
ありますので、一定の処理方法、一定の薬剤とい
うものを知つておりますので、それによつてど
このクリーニング店が処理したというこの証明
を、特定の劇場なら劇場に交付するわけでござ
います。それによつて、いつ、どこの店で処理した
ということがわかりますので、それを消防機関も
一緒にチェックするわけでございます。現地査察
に行つたときに、その証明書によつてチェックす
る。それと同時に、クリーナーズ協会の処理施設
についても消防機関はチェックしていこうとい
うことで、現在はその完備をはかつていこうとい
うことで再処理のものについては考えておるわけ
でございます。

○鈴木壽君 こういふことになりまして、結局あ
なたもおっしゃる通りに、協会なりメーカーなり
の何といふんですか、良識に期待するしかないとい
うようなところでございませう。しかし、するとい
うことを考えれば、こういう協会とか何とかといふもの
があつても、これは幾らでもやれますわね。です
から、あくまでもそういう人たちのその良識な
り、それに期待をするしかいまのところはないか
もしれません。ないかもしれないが、しかし、
最後はやっぱりそこに設置されたもの、ちゃんと
備えつけられたものに対するそれがないと安心は
できないと思ふんですよ。そうすると、そのい
ろんな検査の方法があると思ふますが、縦何メー
トル、横何メートルといふでかいやつ全部にお
たつて、はたしてどうなのかといふことになる
と、なかなかこれはまた検査のしかただつてむず
かしくなるし、ちよつと一部分のやつをとつて
まく全般を推しはかるといふようなものがあれば
ともかく、さればといふて、それでも織物とか何
かの関係であれば、そこだけとつてみて、あと全
部心配ないんだともこれは言えない。これはむず
かしいですよ。

○説明員(高田勇君) ただいま御指摘の点は、劇
場等におけるどんなちよりのたぐいのことかと存じ
ますが、この点につきましては、どんなちよる等

つきましては、あとから処理するという実際の
ケースはないと思ひます。実際はどんなちよる等
つきましては、もうすでに織りの段階でもつて防
炎処理をしているというものが現状でございます。
大体どんなちよる等につきましては、もつとも東京
都内ではすでに東京府の火災予防条例等で実施し
ている部分もございまして、都内ではもうこの
点については実施がすでに進行的に行つておるも
のでございます。したがつて、都内の劇場等におき
ましては、もうすでにどんなちよる等では防火処理
は糸の段階において処理されているものがかか
つていふのが現状でございます。

○鈴木壽君 それから、そうしますと、今度この
法ができてからこの八条の三の適用は新しくでき
るものについてのみなされるのか、あるいはすで
に何年も前からできている劇場とか、まあいろいろ
この防火対象物、その中にあるそれにも及ぶの
か、その点はどうか。

○政府委員(佐久間重君) それらは附則の第二項
にございまして、現に使用中のものについては適
用しないといふことにいたしております。

○鈴木壽君 そうすればまたいふぶんあれです
ね、片手落ちですわね。これは新しくできるもの
はいいかもしらぬけれども、すでに使つてゐるも
のはさつぱりその効果の点で、これはいろいろ取
りかえるとか何とか、あるいはその防火のための
処理なんか経費もかかり、たいへんだらうとは思
ふが、この効果の点になるとどうもきつめて狭
い範囲のものにしか発揮されないといふことにな
りますね、その点はどうか。

○政府委員(佐久間重君) その点は實際聞いてみ
ますと、この対象になります物品は大体一、二
年、長いものでは三年くらいで更新しなければな
らないものといふのが大部分のようでございま
すので、かような経過規定をおくことにいたしました
わけでありまして。

○鈴木壽君 長官、そのお答えはちよつとどうか
な。たとえば簡単に劇場のどんなちよるか、
カーテンといふものは、そうしょつちゅう二、三

年でかえるものではない、昔からのやつを、行つ
てごらんない、十年、十五年前からのものを新
しくできたものと同じようにやつてゐるでしよ
う、防火処理がしてあるかどうかは別にして。そ
ういふばんにいいものになればなるほど取りかえ
ませんよ。そういうことのためにというふうなこ
とでは、ちよつとこれはおかしいですよ。これは
単なる薄っぺらなカーテンとか、簡単な衣装程度
のものならそう言えると思ひますが、いわゆるど
んなちよるか、いいものになると、そう二、三年
で更新するなんといふことはあり得ないね。だか
ら、この法律ができれば二、三年で更新する、そ
の更新する際に新しくなるのだからというよう
なことではちよつとおかしいね。更新も義務づけ
れば別ですが、そうでなければ――確かにこれは
私が言うように、いままである建物の、これは
防火対象物において使用するどんなちよるか、
カーテンとか、これを一挙に取りかえるというこ
とになるといへんじやないかと思ひます。経費
の面からいって。あるいはいまのこういう場合の
防火の性能を持たせるための処理の方法からい
つても、なかなかすぐにはできないといふことがあ
るかもしれません。何百万円、何十万円という金
をかけたどんなちよるをすぐ取りかえなければなら
ぬといふようなこと、取りかえるというか、何か
の処理をしなければならぬといふことになる
と、なかなか経費その他の面からいってたいへん
だと思ひます。そういうことのために目をつぶる
のかと思つておつたのですが、長官の言うよう
に、二、三年で更新するからといふことになる
と、ちよつとおかしいと思ひますね。

○政府委員(佐久間重君) この経過規定を置きま
した主たる理由は、経済的な負担を考慮したた
わけでございますが、ただ経済的な負担を考慮い
たしますために防火上のせつかつくの規定が長い間
生かされないといふことになつては困りますので、
その関係もいろいろ検討したわけござ
います。まあどんなちよるも大蔵省できめており
ます耐用年数は三年といふことになつてゐるそう

ようなことで、これをなくしてしまふことは、どうも私は残念だと思つたのですがね。いかがでございますか。

○政府委員(佐久間重吉) 先生のおっしゃいますこともよくわかるわけでございますが、ただ、現実の問題といたしまして、この九条で四号が規定されました当時におきましては、まだ府県の消防学校が整備されておきません時代でございますが、その後、消防の教育訓練が非常に大事なことであるということで、都道府県が消防学校を設置いたします場合には、国からも補助金も出しまして、できるだけ早く大体の府県においては消防学校ができるようにしようということで指導してまいりましたわけでございます。幸い今日ではほとんどの府県に消防学校が設置されることになったわけでございますが、ただ、消防学校の教育の内容を見てみますと、たとえば初任教養にいたしましては、六月月やつていゝところありますれば、あるいは一月もやつていゝところありますれば、あるといふよりな状況で、非常に格差があるわけでございます。しかも、消防の役務が年々拡張されてまいつておりますので、消防職員、消防団員の教育訓練ということは、もつともっと早急に内容の充実をはかり、しかも各県を通じて絶対最小限度のレベルはそろえるといふような方向に持つていかないといけないのじゃないかと、こんなふうな考えを持つていゝわけでございます。そこで今回は、この消防学校の教養訓練の基準を消防庁のほうで示して、そこまですべて各消防学校が早急に内容の充実をはかれるように、私どもも応援をしていくし、各学校においてもそれぞれ各団体において努力をしてもらひようによろしく。そしてこの初任教養にいたしまして、できるだけひとつ、この消防学校に各市町村が職員を派遣をして、必要な訓練を受けさせるといふような方向に早く持つていゝところ、そういうしませんが、予防業務などにつきましても、相当消防職員の任務が重くなつてまいつておりますが、さつぱり専門的な訓練を受けていゝといふことで、業務の執

行に差しかかえが生ずるといふような面が出ても困りますので、かような考え方を持つていゝわけでございます。

そこで、この九条の四号の問題でございますが、現実には大都市だけしか持つておりませんが、しかもこの規定のしかたが、設置をしなればならないと、こゝういふような形にもなつておりまして、そこで、それは各市町村にそれぞれ訓練機関を持つことが望ましいかどうかといふことでございまして、まあ、中途はんばなものを持つよりも、やはり府県なり大都市の消防学校をほんとうに内容を充実して、そして、そこで皆一通りの教育を受けられるようにという形に持つていくほうがいいのじゃないか。そして、もちろんこの任命権者といふしまして、各消防本部におきまして、その内部組織として訓練所等設けまして、職場訓練をいたしてゐる、これはもう大いにやつてもらつていゝことではございまして、そういう点につきましても、これは私どもとしても十分指導をしていゝたいと思つてございまして。ただ、九条の規定のしかたで、この設置を強制すると、そういう一つの消防本部や消防署なんかと並ぶ形の訓練機関といふたようなものは、消防学校が全国的に設置されるに至つた現状におきましては、もうつくらなくてもよいんじゃないか。と、こんなふうな考え方でも条文の整理をいたしたわけでございます。市町村自身が自分のところの職員の教養訓練をするといふことについて、決してそれをいかにめとか、あるいはそれを監視しろといふような意図は毛頭ないわけでございます。○鈴木壽君 私、県の消防学校の充実とか、あるいは指定都市にある消防学校といふわけは格づけをして、そこでいい教育訓練を行なうといふことについては何も異議あるわけじゃありません。大いにやらなきゃいけないと思ひます。しかし、そこでやる教育と、第九条に、まあ、これは「全部又は一部を設けなければならない」といふことで、必ずしも設けなくてもいいわけなんですけれども、ここにこゝういふものを置いたといふこと

は、県の段階とか、あるいは国の段階等である教育といふものは、対象はいわば限られてくるんです。消防職員、消防団員全部に及ぶんじゃないかと、各消防団から一人来いとか、消防職員一人出るといふ形で一週間とか十日とか、長期にわたつていゝところもありますけれども、そういう教育のしかたなんです、県の消防の。ところが実際に必要なのは、そういう人たちの教育、各団とか消防組織から集められて教育を受ける、そういう人たちの大部分の九割五分も九割九分もある。そういう大部分の人たちの教育といふものが、ま行なわれていゝわけなんです。しかし、それはぜひ訓練しなきゃならぬ、教育しなきゃならぬといふ。そういう必要性は私はあると思ふ。そういう面からいゝて、いわば自由にやればできるんじゃないか。やらなきゃならぬことは削つておいて、自主的にやることは幾らでもやりなさい、大いにけつこうだ、またそれに対して援助しようといふたつて、これはおかしいと思ふんだ。事は小さいやうだけれども、どうせどこでもほとんどどこどこでやつていゝんだからいゝんじゃないかといふこともわからなくもない。しかし、なくしても、県の消防学校なりそういうもので十分、第九条でいゝ消防職員及び消防団員の訓練機関として考えられるいゝ自治体消防としてのそこ

に必要なる教育訓練といふもの、そのやつはできないです。だから、繰り返して申し上げますように、いまはできない、しかし、じゃどうしたらそういうことができるようになるか、あなたの方の指導の上からうまうやつていくかといふことがあなたの方の任務であつて、これを現在やつていゝ。それから県のほうの消防学校の充実を一方でやるから要らないんだといふ考え方で消したとすれば、これは少し私は残念なことだと思ふんですね。指定都市じゃなくつた大きな都市ぐらにならばやれますよ、これやれます。これは機関といふから何かいかにめしい建物とか施設、設備とかといふやうなことをすぐ考えと、これはなかなかむずかしいけれども、しかし、機関であつても

いろいろな態様でいろいろな形でこれは持つて思ふし、そこで本氣になつてやるとすればいまの市町村の大部分のものはできますよ。現に何かのやつて一、二やつてゐる、完全ではないかもしれないけれども、どうもそういう点からすると、私は今回のこれを削るというのには、実態に即したやうなふうにも考えられるかもしれないけれども、これはどうも私としては残念な改正だと思ひます。○説明員(佐久間重吉) 先生のおっしゃいますお氣持もよくわかりますが、ただ、この九条でいゝておりますのは、市町村の機関としての訓練機関といふことではございまして、まああちこちで何らかの形でやつておるとおっしゃいましたやうなもの、これは私はいゝゆる職場研修的なものであると思ひます。そういう職場研修的なものは、これは消防本部や消防署と並ぶ市町村の機関としての訓練機関といふことじゃなく、消防署の中で職場である、あるいは消防本部の中で、相当な都市になれば訓練所とか教養課といふやうなものを設けて、そこでやつていゝるべきものであつて、ここで考えておりましたのはそういうやうな。まだ消防学校もぐくよりよりたる状態でありましたので、一つの機関としてのりつぱな訓練機関といふやうなものを考えておつたかと思ふのでありますが、その点は、先ほど申しましたやうに各府県にほとんど消防学校もできましたし、それから、実際問題といたしまして、府県の関係者あるいは市町村の関係者から今日要望されておりますのは、たとえば消防職員にいたしまして、一人残らず初任教養は府県あるいは大都市の消防学校で受けさせるようにしたいといふやうなことでございまして、団員にいたしまして、これは団員全部といふわけにはひろいけません。そのうちの中堅になるやうな者だけにいゝことになりましようけれども、消防学校でやはり訓練を受ける。また、消防学校も行く充実いたしてまいりましたならば、巡回をして団員の訓練もやつていくといふやうなことに持つていくべきじゃ

第三三三三三号 昭和四十三年三月二十九日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 茨城県稲敷郡江戸崎町甲二、七一
〇 佐野修外十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三三四号 昭和四十三年三月二十九日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 滋賀県野洲郡山町勝部九〇〇
小林靖雄外百一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三三五号 昭和四十三年三月二十九日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼一、
一二一 坂本広美外二百十八名

紹介議員 森 勝治君

地方公務員の定年制の法制化については絶対反対である。

理由

第七一一号の第三項を削除したものと同じである。

第三三三六号 昭和四十三年三月二十九日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 熊本県本渡市樋字土町八四四 山
下義範外百五十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三八九号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡我孫子町岡元戸
一、一九三 沢次男外百三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九〇号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市川内追廻住宅八四
栗田松太郎外百三十四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九一号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 群馬県佐波郡境町大字平塚八〇三
ノ一 北爪正夫外二百八十二名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九二号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）
請願者 福島県郡山市咲田一ノ一ノ七
佐藤武人外百八十五名

紹介議員 大河原 一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九三号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 茨城県東茨城郡内町鯉淵二、五
二〇 住谷佳裕外三百八十八名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九四号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市新生町一〇、六九
一ノ二 久留広光外三十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九五号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 長崎市長崎市井首町一七八 百田博外

九十九名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九六号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 福島県いわき市小名浜字船引場一
ノ七 小野昭彦外二百五十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九七号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 熊本県天草郡苓北町坂瀬川一二一
岩瀬義徳外百二十九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九八号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 福島県森合字南戸ノ内一〇 泉紀
雄外二百二十七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三九九号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 岩手県花巻市一日市四ノ一六 安
恒レイ外二百八十名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四〇〇号 昭和四十三年四月一日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 福岡市大字三宮一、七五二 後藤
啓之外二百七十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四〇六号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 群馬県太田市東本町四八ノ一四
鈴木進外百九十三名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四〇七号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 茨城県水戸市砂久保町四、八五六
辻仁外九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四〇八号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 福岡県糸島郡前原町前原五五九ノ
五 筒井キミエ外二百八十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四〇九号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 鹿児島県鹿屋市寿町三、一九七
本田幹生外三十五名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九〇号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 神戸市垂水区旭ヶ丘三ノ一二ノ一
二 南山康男外百八十七名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九一号 昭和四十三年四月四日受理
地方公務員の定年制法制化反対に関する請願
請願者 群馬県渋川市一、七一〇 郡司孝
志外二百四名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九二号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 岩手県宮古市千徳字長根四〇ノ二

朝倉英巳外二百二十五名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九三号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 長崎市東山町八四 浦田利助外三
百七名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九四号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 鹿児島県阿久根市波留一、六一九

宮田兼芳外九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九五号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県石巻市蛇田字新下堀一九二

ノ一八 浅野悌造外二百二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九六号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 宮城県石巻市蛇田字新東前沼一四

二 阿部敏子外三十三名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九七号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 滋賀県大津市朝日ヶ丘一ノ二ノ

一 永谷健一外三百三名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九八号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 福島県白河市北真船一五六ノ一

戸辺政夫外六百四十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三四九九号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市大字古谷上二、一二

五 三上春吉外二百二十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇〇号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市大町三ノ一ノ二八

市毛俊夫外二百三十一名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇一号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）

請願者 熊本市田迎町出仲間六九八ノ六

竹内正昭外二百四十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇二号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）

請願者 熊本市田迎町出仲間六九八ノ六

竹内正昭外二百四十四名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷御台境町新町

前一ノ四 国井洋子外五百五十四
名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇三号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）

請願者 鹿児島県加世田市武田一、八二六

ノ七 牧原国入外六十六名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇四号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（四
通）

請願者 福島市柳町一ノ三六 佐藤恒安外

四百八十八名

紹介議員 大河原一吉君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇五号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（二
通）

請願者 福岡県粕屋郡古賀町古賀 高井

徳弥外七百三十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇六号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 千葉県松戸市根本三八七ノ五 松

丸さかえ外三百八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇七号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区歌敷山二ノ一ノ二三

堀内哲外二百二十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三五〇八号 昭和四十三年四月四日受理

地方公務員の定年制法制化反対に関する請願（三
通）

請願者 福島県郡山市亀田一四八ノ一一

伊東進外四百四十五名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第七一一号と同じである。

第三三六六号 昭和四十三年三月二十九日受理

地方公務員の定年制の早期実現に関する請願

請願者 長野県佐久市中込佐久市長 依田

勇雄

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

昭和四十三年四月二十三日印刷

昭和四十三年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局